



第 16 回黒潮町議会 3 月定例会会議録

令和 3 年 3 月 5 日 開会

令和 3 年 3 月 16 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 5 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 6 日	土	休 会	休 会
3 月 7 日	日	休 会	休 会
3 月 8 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
3 月 9 日	火	休 会	委員会
3 月 10 日	水	休 会	委員会
3 月 11 日	木	休 会	休 会
3 月 12 日	金	本会議	一般質問
3 月 13 日	土	休 会	休 会
3 月 14 日	日	休 会	休 会
3 月 15 日	月	本会議	一般質問
3 月 16 日	火	本会議	委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・提案理由の説明、質疑・討論、採決・議員の派遣に関する件について・委員会の閉会中の継続審査ならびに調査について・閉会

黒潮町告示第6号

令和3年3月第16回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月26日

黒潮町長 松本 敏郎

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1 期 日 | 令和3年3月5日 |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

(会議第1日目)

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番	矢 野 依 伸	3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番	澳 本 哲 也	11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	宮 川 茂 俊	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	川 村 一 秋
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	川 村 雅 志
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	土 居 雄 人
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	橋 田 麻 紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あ ゆ み

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

5 番 浅 野 修 一

6 番 吉 尾 昌 樹

令和3年3月第16回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和3年3月5日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第71号から議案第108号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 71 号	黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について
議案第 72 号	黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 73 号	黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 74 号	黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 75 号	黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 76 号	黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
議案第 77 号	黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 78 号	黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 79 号	令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 80 号	令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 81 号	令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 82 号	令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 83 号	令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 84 号	令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
議案第 85 号	令和 3 年度黒潮町一般会計予算について
議案第 86 号	令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第 87 号	令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
議案第 88 号	令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
議案第 89 号	令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 90 号	令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
議案第 91 号	令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
議案第 92 号	令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について
議案第 93 号	令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
議案第 94 号	令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 95 号	令和 3 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について
議案第 96 号	令和 3 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について
議案第 97 号	令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計予算について
議案第 98 号	町道の路線認定について
議案第 99 号	黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定について
議案第 100 号	黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定について
議案第 101 号	黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定について
議案第 102 号	大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について

- 議案第 103 号 黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 104 号 黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 105 号 黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 106 号 号黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 107 号 黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 108 号 黒潮町建設計画の変更について

●議員から提出された議案

- 議員提出議案第 6 号 黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 20 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情について

議 事 の 経 過

令和3年3月5日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和3年3月第16回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第47号および48号が町長から、報告第49号から51号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日まで受理しました陳情書は議席に配布をしております文書表のとおりです。

陳情第20号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会で配布をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、本日の議会運営についてご説明します。

本定例会の提案理由の補足説明につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、補足説明者ごとに所管する議案の説明をしていただくことにします。補足説明の前後については、必要に応じて退席、また入場することがあると思いますので、よろしくお願いします。

従いまして、補足説明が議案番号順になりませんが、趣旨をご理解いただき議会運営にご協力くださいますよう、よろしくお願いします。

なお、補足説明の方は、議案番号が続かないときには十分間隔を置いてゆっくり説明をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和3年3月第16回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、多数のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本議会で提案させていただきます議案につきましては、慎重なご審議と適切な決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、令和3年度の一般会計および特別会計のご審議をいただくに当たり、町政運営の基本方針および主要施策について、その概要を令和3年度黒潮町施政方針により説明させていただき、所信を申し上げます。

平成18年3月20日、佐賀町と大方町の市町村合併により誕生した本町は、これまでの黒潮町総合振興計画、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を経て、平成30年6月に本町の最上位計画として黒潮町総

合戦略を策定致しました。

この黒潮町総合戦略は、新たな行政課題に対応する実効性の高い総合的な計画とし、将来の人口減少克服、地方創生を達成するため、産業振興を中心とする創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部で構成されています。

本町の最大の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向け、令和3年度においても情勢に応じて適宜改正しながら、町民にとって有益となる各種施策の推進を図ってまいります。

初めに、黒潮町の概要について申し上げます。

昨年9月に高知県より公表された平成29年度市町村経済統計の概要によると、本町の平成29年度の総生産額は、前年度比22億9,100万円の減、各目成長率では前年度比7.8パーセントの減となっています。

産業別の状況を見てみると、建設業の比重は依然として高いものの、平成28年度で防災対策に係る公共事業が一定終了したこともあり、前年度比27億5,700万円の減となっています。

また、医療、保健に係る従事者数や介護における介護保険費に係る保健衛生、社会事業は、前年度比2億2,000万円の増となっています。高齢化に伴い社会保障費が増えていくことから、持続可能な社会保障体制の整備は喫緊の課題であります。

一方で、市町村課税状況等の調べによりますと、平成28年度から令和2年度の5年間で、1人当たりの所得金額は年平均0.5パーセントの増となっています。そのうち、農業所得は年平均2.5パーセントの伸びを示していますが、その他の所得は0.9パーセントの減となりました。以後に行われる令和3年度の調査では、去年1年間のコロナ禍における厳しい経済事情が反映される課税状況が示されることとなります。国としても各種の課税標準の特例措置や延長を講じたことに伴う影響をかんがみ、地方特例交付金で令和3年度の地方税の減収額を全額補てんするため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を新設する等の対応を取り、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとなっています。

本町においても、町総体として経済状況を勘案しながら、行財政改革を含め複合的に施策を推進していく必要がございます。

総務省が公表している住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数によりますと、令和2年1月1日現在、人口は1万1,058人の本町の高齢化率は43.8パーセントとなっており、令和元年より0.6パーセント増加となっています。また、65歳以上人口は4,839人に対して20歳から64歳までの人口は4,873人で、本町では1人の若者が1人の高齢者を支えるという、いわゆる肩車型社会に既に突入しています。

このような状況を踏まえると、地域コミュニティを維持継続していくためには、高齢者の健康寿命を延ばし、それぞれが地域社会の中で活躍できるような行政施策を構築することが重要であります。

また、令和2年度には5年に1度の国勢調査が実施されました。調査期日の公表、いわゆる速報が新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和3年2月から同年6月の公表予定に延期となっております。国勢調査の結果は国や地方自治体の各種施策の基礎となる数値に使われることから、本町最大の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向けて、既存の施策、事業を継続および見直しを図るとともに、さらなる施策を展開する必要がございます。

本町の財政状況は、令和元年度決算で地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は49億9,385万4,000円、地方公共団体の財政力の強さを示す財政力指数は0.2、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は3.6パーセントとなっています。令和元年度決算での普通会計歳入決算額は96億8,904万1,000円、歳出決算額は94億9,191万8,000円で、実

質収支が1億9,712万3,000円の黒字、経常収支比率は99.9パーセントとなっています。財政健全化判断基準に基づく4指標のうち実質公債費比率は7.6パーセント、将来負担比率はマイナス17.6パーセント、実質赤字比率および連結実質赤字比率は共に黒字で、公営企業に係る資金不足比率を含め、早期健全化基準、財政再生基準を下回っています。また、令和元年度決算での地方債残高は130億2,084万1,000円、積立金の現在高は50億3,471万9,000円となりました。

続いて、当初予算の概要について申し上げます。

一般会計当初予算が109億3,000万円で、前年度の当初予算と比較すると0.9パーセント、1億円の増となっています。また、12特別会計を一般会計に加え重複分を除いた純計額は139億9,263万8,000円で、前年度当初と比較して2.5パーセント、額にして3億3,968万6,000円の増となりました。

一般会計の歳出を性質別で見ると、義務的経費の人件費は正規職員が減となったものの、会計年度任用職員の報酬額等の増や衆議院議員選挙に係る人件費が純増となったため、前年度比1.0パーセント、1,769万5,000円の増、扶助費は小中学生医療費助成や児童手当の減などにより、前年度比0.4パーセント、251万4,000円の減、公債費は集落活動センター事業や黒潮消防署の訓練塔整備事業のために借り入れた旧合併特例事業債、漁業生産基盤維持向上事業や町道伊与喜学校線道路改良事業、黒潮消防署の救急自動車整備事業のために借りた過疎対策事業債の償還が始まったことなどにより、前年度比1パーセント、1,487万8,000円の増で、義務的経費全体では0.8パーセント、3,005万9,000円の増となっています。

投資的経費は、新規事業として集会施設の耐震改修工事や佐賀庁舎改修事業、高規格道路発生活用入野地区宅地造成事業に加え、ユニバーサルデザイン化を推進するため公共施設の個別施設計画を作成し、町内のトイレを和式から洋式に改修する予算計上を行いました。

また、継続事業として定住促進住宅整備事業や都市防災総合推進事業、高規格道路整備事業、町営住宅等整備事業の予算を計上し、前年度比4.4パーセント、8,981万2,000円の増となっています。

地域整備事業については、増額した昨年度と同額を予算計上し、地域の維持や管理、活性化の充実を図ります。

その他の経費のうち物件費は、あったかふれあいセンター事業委託、コロナワクチン接種事業を含め新型コロナウイルス感染症対策経費の増などにより、前年度比9.5パーセント、1億7,197万7,000円の増、補助費等は農業振興に係るニラ集出荷施設整備事業費補助金、地域営農支援事業費補助金や幡多中央消防組合への負担金の増などにより、前年度比6.9パーセント、1億56万円の増、繰出金は特別会計のうち、農業集落排水事業における施設機能強化工事等の事業実施等により、前年度比1.4パーセント、1,474万円の増などとなっているものの、維持修繕費や積立金の減により、総額では前年度比0.4パーセント、1,987万1,000円の減となりました。

次に、歳入です。

歳入は、自主財源のうち町税が令和2年度の調定見込額より前年度比5.3パーセント減の7億8,065万6,000円、寄附金、ふるさと納税寄附金の増加を見込み、前年度比16.6パーセント増の7億135万4,000円としています。

続きまして、依存財源のうち地方交付税は国の令和3年度地方財政計画および普通交付税の試算を勘案し、前年度比6.4パーセント増の41億5,000万円とし、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金および接種体制確保事業費補助金、地域就職氷河期世代支援加速化交付金の増があるものの、道路事業交付金や住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金の減などにより、前年度比3.1パーセント減の10億7,017万8,000円、県支出金は高規格道路

に係る補助金や国政選挙に伴う委託金の増などを見込むものの、地籍調査事業費の減少による補助金の減や住宅耐震化促進事業費補助金の減などにより、前年度比0.3パーセント減の8億9,377万2,000円、地方債は各種事業への財源充当を見込み、前年度比37.3パーセント増の13億6,280万円の予算計上を行いました。

また、令和3年度税制改正を踏まえ、各種交付金等の予算計上を行っています。

続いて、各種施策について申し上げます。

地産外商により安定した雇用を創出する。

まず、農業の振興でございます。

基幹産業の一つである農業の振興は避けては通れない課題であります。これまでも、農業者の高齢化に伴う離農者の増加と後継者不足に対して施策を支援してまいりました。令和3年度は地域営農支援を拡充するため、営農組合等への補助金を創設し、生産量の増加を目的とする農業機械を導入致します。

また、農業を今以上に魅力ある職とするためには、所得向上の施策が必要不可欠であります。平成30年度より開始した高収益作物であるグリーンレモンの産地化を進めていくため、市場担当者を招聘（しょうへい）し、産地とのつながりを強化、農業所得を向上させる体制整備を行うための予算を計上致しました。

そのほか、新品種・新品目挑戦支援事業費補助金については、ハイブリットスターチスの作付けなどの支援に要する予算を計上し、地産外商による雇用の安定を図ってまいります。

次に、林業の振興についてでございます。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、令和元年度から配分されることになった森林環境譲与税を活用し、林業従事者の確保対策と新たな森林管理システムの仕組みを導入、実施するための予算を引き続き計上致しました。

また、鳥獣による農林産物への被害が依然として深刻な状況にあるため、有害鳥獣防止対策に係る予算を引き続き計上し、林業の一層の振興を図ってまいります。

そのほか、入野松原の松くい虫対策については、防除対策と伐倒駆除対策に併せて、松苗、いわゆる松の苗木の植樹の対応を一元化して松原再生に努めてまいります。

次に、水産業の振興についてでございます。

本町はカツオ一本釣り漁で全国に名を轟かせており、漁業が町の主要産業の一つともなっております。しかしながら、近年はカツオ資源の減少がいわれており、全国的に水揚げ量が落ち込んでいます。令和元年度から実施しているカツオ船への新規雇用対策であるカツオ一本釣り船新規雇用者就業支援事業を継続するとともに、令和2年度は残念ながら中止となりました土佐佐賀のもどりカツオ祭等の文化発信事業を実施し、単なる食資源の確保だけでなく文化面からもカツオ漁を絶やさぬ活動を一層強化してまいります。

また、令和2年度よりカツオの水揚げ誘致に限定しない施策として、全ての漁獲物を対象とする水揚げ促進事業を引き続き実施することで、漁業経営体への支援や黒潮町への水揚げ誘致を図り、魅力化向上に努めてまいります。

沿岸漁業対策では、イセエビ漁場の造成のため、投石魚礁設置工事やアカアマダイ、ナマコの稚魚放流を行う種苗放流事業費補助金などを計上しております。

次に、商工業の振興についてでございます。

本町は四万十町と四万十市の東西2つの商業圏に挟まれることにより、消費活動が町外へ流出しており

ます。また、少子高齢化と人口減少は住民の消費額総額を減少させています。このような背景もあり、町内商店の維持存続が危ぶまれる状況となっております。

事業者に対しては、経営支援会議を通じた事業所支援に併せて、中小企業等融資保証料補給や中小企業等融資利子補給などの補助を引き続き行ってまいります。

また、町内事業者が新たな商品の企画や開発、販路拡大等、生産から販売に至るまで各段階において新たな事業を行う際の個別支援や、企業の持続化を図るための予算を計上致しました。今後も、町内事業者の経営支援を黒潮町商工会とともに図ってまいります。

そのほか、ふるさと納税を活用した町外市場の開拓や、IT企業との連携した企業誘致のモニターツアーを令和3年度に実施し、幅広く事業を展開してまいります。

次に、観光振興についてでございます。

本町が所有する大方球場や県施設のサッカー場、テニスコート、民間施設のゴルフ場などを観光資源として行ってきたスポーツツーリズム誘致はこれまで大きな成果を挙げてまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等によりキャンセルが相次ぎ、大きな打撃を受けました。

このコロナ禍においても、新たな戦略や新しい生活様式の行き届いた環境をつくりながら、経済活動も推進するウィズコロナの姿勢で誘致の継続拡大を図るため、黒潮町観光推進業務委託や黒潮町DMO推進業務委託により観光ネットワークやNPO法人砂浜美術館と連携し、観光振興を行政だけでなく関連団体を含めて推進していくこととしております。

次に、新しい人の流れをつくる施策についてでございます。

まずは、移住の促進。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示した2060年に人口6,800人を維持するためには、外部から人を呼び込むことにより、人口の社会減を徐々に減らしながら流出入の均衡を図っていく必要があります、引き続き施策の強化が必要であります。

移住を促進していくためには黒潮町を知ってもらうため、移住相談会の参加回数や参加個所を増やすことが大事ですが、コロナ禍により難しい状況もあるため、移住ウェブサービスへ参加や移住希望者に対するPR、SNSを活用した町の広報活動などにより、今の時代に即した情報発信を行ってまいります。

また、定住に向けた住宅環境の整備として、令和3年度完成予定の町営住宅の高台移転に係る整備費用のほか、町内にある空き家を有効活用するための定住促進住宅整備事業についてもリフォーム費用を予算化致しました。

次に、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる施策についてでございます。

まずは、妊娠、出産および子どもの健康のための環境整備についてでございます。

厚生労働省の人口動態調査の概況によりますと、令和元年の平均合計特殊出生率は、全国で1.36、高知県で1.47に対して、黒潮町は1.54となっております。本町は県の数値を上回ってはおりますが、人口を保つために必要とされる人口置換水準の2.07からは乖離（かいり）がございます。

出生率の低下は未婚化と晩婚化が原因とされていることから、引き続き出会いの場創出の交流イベントを計画しております。

また、経済的要因や医学的要因によって出産数が低下しているともいわれているため、不妊治療に取り組む方を応援する不妊治療補助金を引き続き行うこととしております。

そのほか、乳幼児医療費助成や義務教育期間の医療費助成も引き続き実施してまいります。

次に、子育て支援策の充実についてでございます。

社会状況が変化し、地域だけでは子どもを見守りにくい現在において、行政のかかわる範囲が広がっております。高知県のように共働き率の高い地域においては保育行政の重要性は高く、子育て支援が生活支援にもつながります。令和3年度も引き続き、町内4園体制を維持しながら0歳児保育や延長保育を実施してまいります。

そのほか、在宅で子育てをされる方を支援する在宅子育て応援事業補助金も引き続き計上致しました。

また、平成30年9月より健康福祉課内に子育て世代包括支援センターを設置しており、児童福祉に係る多様化した課題に対応するため関係機関と連携を密にしながら、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施してまいります。

そのほか、町内に唯一の高等学校である大方高校を存続し、人材育成における教育現場の一つとするために、引き続き、公設塾や女子サッカー部指導者の招聘（しょうへい）に加え、就学支援金および町外学生受入支援金の予算を計上致しました。

これらを軸として、さらなる高校の魅力化や、子育て環境の充実を図ってまいります。

次に、時代にあったコミュニティーをつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する施策についてでございます。

まず、小さな拠点の形成についてでございます。

人口減少が進み、地域コミュニティーの弱体化がいわれておりますが、互いに支え合いながら安心して暮らし続けていける仕組みづくりが必要でございます。本町では、県の施策と連動して集落活動センターやあったかふれあいセンターを町内各所に設置しており、令和3年度についても各施設の運営費用を計上しています。

集落活動センターについては、集落支援員を各センターに配置して、地域コミュニティーの自立を積極的に支援できる仕組みを創造してまいります。

あったかふれあいセンターについては、令和2年度に旧伊田小学校の施設改修が終わり、令和3年4月より、あったかふれあいセンター白田川が開設予定となっております。今後は、町内6ブロック構想に基づく体制により、地域福祉の小さな拠点として活動の展開を図ってまいります。

また、高齢化が進む中で、中山間地域を中心として交通弱者が増加することが予想されます。市街地交通の整備や山間部への路線のデマンド化については、引き続き調整を続けてまいります。

令和3年度は地域公共交通の在り方について計画策定を予定しており、これまでの取り組みの評価と課題の洗い出しから、将来にわたる持続可能な公共交通の構築を図ることとしております。

次に、健康的な生活の推進についてでございます。

平均寿命が延び、人生100年時代といわれている中で、健康寿命をどのように延ばしていくかは大きな課題の一つでございます。

病気には早期発見、早期治療が重要であり、そのためにも各種検診を実施していく必要があります。国民健康保険事業特別会計の特定検診については、引き続き電話連絡や広報などの啓発活動によって受診率の向上を図ってまいります。

また、介護保険事業特別会計の通所型短期集中運動機能向上サービスについては、事業の検証を行いながら令和3年度も取り組みを行ってまいります。

そのほか、喫緊の対応が迫られている新型コロナウイルス感染症対策として、コロナワクチン接種事業に係る予算を計上しています。現在、医療従事者を対象にした先行接種が始まっており、その後、高齢者や基礎疾患を有する方などの順に接種を進めていくことになります。本町の具体的なスケジュール等は、

ワクチンの供給量との関係もあり現段階では明らかにできませんが、引き続き、国や県の助言をいただきながら可能な限りの情報公開に努め、接種体制の整備を進めてまいります。

次に、地域ぐるみによる安全、安心のまちづくりについてでございます。

本町の津波防災に対する取り組みは全国的にも高い評価を受けています。また、行政ばかりでなく、各地区に対しても県内外の自治組織や大学等研究機関の視察、各種メディアの取材が訪れています。このように注目を集めることは地域の活性化にもつながっており、平成24年3月31日の南海トラフ巨大地震の津波新想定が公表されている以前よりも地域力は向上しているものと考えています。

地区の防災活動を発表する黒潮町地区防災計画シンポジウムは令和3年度で7回目を数えることになります。それぞれの地区の特色を発表し合うことで、他地区に学びながら、それぞれの地区が課題の整理と次のステップにつなげていきます。これこそが私たちが望んでいた姿であり、全国に誇る災害にも強いまちづくりの在り方であると考えています。

今後は、要配慮者対策や感染症対策等の喫緊の課題も組み入れながら、それぞれの実情に合わせた地区防災計画を整理していかなければなりません。

次に、黒潮町総合戦略の創生基本計画以外の事項についてでございます。

まず、福祉基本計画についてでございます。

人口減少に相まって、急速に進む少子高齢化は、支える側の負担が増大するだけでなく、出産や子育てといった次の世代に与える影響もあり、さらなる少子化を招く結果につながりかねません。

本町は、黒潮町地域福祉計画に掲げる、おたがいさまの心で彩る笑顔あふれるまちづくりを基本理念に、保健、予防の取り組みを強化、充実させ、健康寿命を延伸し、住み慣れた地域で希望する暮らしを続けていく黒潮町版地域包括ケアシステムの構築が急務となっております。令和3年度には、6つの拠点となるあったかふれあいセンターを中心に、町と地域、黒潮町社会福祉協議会、NPO しいのみ等との連携を図り、地域とともに安心して暮らし続ける環境づくり、およびその施策を推進してまいります。

次に、教育基本計画についてでございます。

令和元年7月に策定した第2期黒潮町教育振興基本計画により、黒潮町の教育の現状と課題について明らかにした上で、黒潮町の教育が目指すべき姿、基本的方向性について示しております。第1期と同様に、中間年度に当たる令和3年度は見直しを行い、計画を着実に推進してまいります。

平成30年度から実施しているふるさと・キャリア教育は、引き続き内容を精査しながら実施することとし、子どもの成長に総がかりで積極的にかかわり、ふるさとの貢献意識を育てることを具現化するため、人間関係の構築とコミュニティの一員としての自覚を持った児童生徒の育成を図ってまいります。

また、GIGAスクールにおける学びの実現については、デジタル化における経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会の時代を生きる子どもたちのため、ICT支援員を配置し、デジタル社会における教育を推進してまいります。

次に、防災基本計画についてでございます。

防災対策につきましては黒潮町地域防災計画に基づき、避難タワーや避難路の整備を進め、地域との協力により地区防災計画や避難所運営マニュアル等のソフト面の充実を図ってきたところでございます。

しかしながら、本町では津波防災だけでなく、山林面積が広いため山津波と呼ばれる土砂災害への対策も重要であります。平成30年度から土砂災害のワークショップを行い、順次、自主避難計画を作成しており、令和3年度も新たな地区を予定しております。

また、国は令和2年12月の閣議決定により、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、

令和3年度から令和7年度までの5年間、集中対策を実施することと致しました。この間については各種の財政措置もありますので、必要な対策をしっかりと行っていけるよう努めてまいります。

引き続き、職員の防災力向上のため初動マニュアル、大規模災害時の心得の作成、利活用を図り、実効性と即応性を高めてまいります。

それでは、結びに一言申し上げます。

昨年の10月4日付で黒潮町長に就任して、早や5カ月が経過致しました。この間、コロナ対策はもちろんのこと、本日までに事業計画の各課ヒアリングを経て、令和3年度当初予算編成方針に基づき、しっかりと予算査定を行ってまいりました。本議会定例会におきまして、令和3年度当初予算案をご提案させていただきます。

私たちを取り巻く生活環境は常に変化を続けています。生活環境の改善によりさまざまな行政課題が解決されていく一方で、時間の経過とともに新たな課題も発生してまいります。そのため、日々の社会変化を踏まえた施策を進めていくことが重要でございます。経済面におきましても、令和元年の消費税増税、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響、開催が延期となっている東京オリンピックとその後の景気動向など、国全体の経済の動きを注視しなければなりません。

引き続き、地方自治法にうたわれている住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、知恵を絞って新たな施策の充実を図ってまいります。

最後になりましたが、黒潮町のさらなる発展に向けて、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の令和3年度の施政方針と致します。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番浅野修一君、6番吉尾昌樹君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月16日までの12日間に決定しました。

日程第3、議案第71号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてから、議案第108号、黒潮町建設計画の変更についてまでを一括議題とします。

なお、本日の議事につきましては、提案理由の説明のみとし、質疑および委員会付託については3月8日に行うものと致します。

この際、10時まで休憩致します。

休 憩 9時 42分

再 開 10時 00分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、令和3年3月第16回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第71号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてから、議案第108号、黒潮町建設計画の変更についてまでの38議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の制定が1件、条例の一部改正が7件、令和2年度補正予算が6件、令和3年度当初予算が13件、町道の認定が1件、指定管理者の指定が9件、建設計画の変更が1件となっております。

それでは、議案第71号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、改正されました公職選挙法の趣旨に基づき、選挙運動用のポスターの作成について、公費負担とすることで、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るために条例を制定するものでございます。

次に、議案第72号、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、本年度導入致しました会計年度任用職員制度において一般職の職員との均衡を図るため、給料表の額改定、期末手当の支給率などについて、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第73号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月3日に公布され令和3年2月13日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第74号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、議案第73号と同様に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第75号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定されたことにより、その期間の介護保険料の改定などについて、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第76号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定期限に合わせて制度改正が行われたことにより、介護サービス関連の4つの条例について、一括してその一部を改正するものでございます。

次に、議案第 77 号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、当該施設の管理方法について、現行の公の施設に係る指定管理制度による管理体制を変更して町長が管理するものとするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 78 号、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和 2 年 3 月 31 日付で廃校としました旧伊田小学校の校舎等において、文部科学省との転用の財産処分手続きが終了したことにより、あったかふれあいセンター白田川が開設される体育館を、黒潮町立伊田ふれあいセンターとして広く町民の皆さんにご利用いただくために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 79 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 4 億 4,097 万円を減額して、歳入歳出総額を 126 億 2,344 万 8,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、それぞれの事業の入札減や、決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

歳出の 2 款総務費では、ふるさと納税基金の積立金の充当調整により、1 億 6,684 万 8,000 円の減。

3 款民生費では、各事業の決算見込みにより 8,454 万 3,000 円の減。

4 款衛生費では、国民健康保険直診会計において、医師の給与等について調整し、繰出金の減を行うなどにより 4,980 万 1,000 円の減。

6 款農林水産業費は、園芸用ハウス整備事業費補助金など、各種事業の精算により 7,307 万 9,000 円の減。

7 款商工費は、黒潮町持続化給付金などの町内事業者への支援給付額の減などにより 5,410 万 3,000 円の減。

8 款土木費は、国の補正による社会資本整備事業の追加などにより 3,794 万 2,000 円の増。

9 款消防費は、それぞれの事業による精算により 1,394 万円の減。

10 款教育費は、人件費および管理費、事業費の精算により 1,481 万 3,000 円の減。

11 款災害復旧費は、入札減など、実績見込みによる精算により 1,098 万 3,000 円の減となっております。

これらの歳出に対する歳入は、分担金および国庫支出金、県支出金などの特定財源について、歳出の補助事業関連の決算見込みにより補正を行い、財政調整基金および減債基金などにおいて収支の調整を行っております。

また、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を 41 件、総額 13 億 9,490 万 2,000 円としております。

次に、議案第 80 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から、歳入歳出それぞれ 5,337 万 3,000 円を減額し、歳入歳出総額を 14 億 5,561 万 2,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込みによる人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 81 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,763 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予

算の総額を18億7,700万8,000円とするものでございます。

この増額の主な要因は、保険税の見込み増や、へき地医療診療所に係る特別調整交付金の増、ならびに県からの保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、議案第82号、令和2年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ2,918万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,867万6,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、医師の給与に係る経費等について調整を行ったものでございます。

次に、議案第83号、令和2年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ8,723万9,000円を減額し、歳入歳出総額を17億901万5,000円とするものでございます。

この増額の主な要因は、これまでの保険給付などの実績から、見込額の調整を行ったものでございます。

次に、議案第84号、令和2年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ53万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,821万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、人件費等、実績により見込額の調整を行ったものでございます。

次に、議案第85号、令和3年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

令和3年度一般会計当初予算は109億3,000万円で、前年度比0.9パーセント、1億円の増額となっております。

予算編成に当たっては、基本方針および黒潮町総合戦略に基づくとともに、8つの重点項目を掲げて、住民ニーズにきめ細かく対応できるよう予算計上を行っております。

収支の状況の概略につきましては、施政方針の中でご説明致しましたとおりでございますが、8つの重点項目の具体的事業につきまして説明させていただきます。

1つ目の、新型コロナウイルス感染症対策の継続につきましては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,882万円等を活用しつつ、地域の状況に応じた感染拡大を防ぐための新たな戦略や新しい生活様式の行き届いた環境をつくりながら経済活動も推進するウィズコロナの姿勢で施策を実行してまいります。

また、コロナワクチン接種事業に係る予算6,947万7,000円も計上しており、国や県の助言をいただきながら接種体制の整備を進めてまいります。

2つ目の、製造業と一次産業を軸にした新産業創造事業の取り組みについてでございます。

製造業につきましては、事業者の皆さまと一緒に潜在する可能性を探ってまいります。新たな商品の企画や開発、販路拡大等の支援事業として黒潮町産業振興推進費補助金250万円、および資金繰りに対する支援として、中小企業等融資保証料補給、利子補給の予算を計上しております。

また、一次産業である農業、漁業、林業につきましては、後継者の育成を大きな課題と考えております。これまでに実績のある黒潮町農業公社などの取り組みを参考にしながら、関係機関と連携する中で、具体的な対策につながる戦略を構築してまいります。

農林水産業を主体とした所得向上の取り組みは、関連産業への波及効果も高く、重要な政策課題の一つです。産業従事者の高齢化による担い手の確保対策は喫緊の課題であり、本町の10年先を見据えた取り組み

みの強化を図っていく必要がございます。

農業部門では引き続き、担い手支援事業 877 万 5,000 円や、農業次世代人材投資資金経営開始型 1,912 万 5,000 円などにより就農支援を行うとともに、園芸用ハウス整備事業 8,710 万円や施設レモン産地化支援事業 230 万円、ニラ集出荷施設整備事業 630 万円、新品種・新品目挑戦支援事業 479 万 7,000 円などにより、所得向上を支援していきます。

水産業部門では、新規漁業就業者支援事業 370 万円による就漁支援を継続するとともに、新漁業等挑戦促進事業 270 万円や投石魚礁設置事業 1,387 万円などによる漁獲高向上の取り組みを行っていくこととしています。また、カツオ一本釣り船新規雇用者就業支援事業により、町内カツオ船団の雇用者確保に対しての支援を実施することとしています。

林業部門については、森林環境譲与税を活用した新たな森林管理システムの構築により、林業施策の充実を図ってまいります。

3 つ目の、妊娠期から子育てまでの包括的な支援体制の強化につきましては、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するため、健康福祉課内に子育て世代包括支援センターを設置しています。児童福祉に係る多様化した課題に対応するため関係機関と連携を密にし、取り組みを推進してまいります。

また、乳幼児期の家庭での保育支援のために、在宅子育て応援事業補助金 1,925 万円や乳幼児医療助成事業 1,151 万 6,000 円、小中学生医療助成事業 1,498 万 5,000 円の予算を計上するとともに、高知県が取り組んでいる特定不妊治療への助成に上乗せをする不妊治療補助金 40 万円を予算化し、経済支援および安心して治療を受けられる環境づくりを行ってまいります。

4 つ目の、あったかふれあいセンターを拠点とした地域社会の構築につきましては、住み慣れた地域で希望する暮らしを続けていく黒潮町版地域包括ケアシステムの構築が急務となっております。令和 3 年度は、6 つの拠点となるあったかふれあいセンターを地域の小さな拠点とし、社会福祉協議会や民間の医療、福祉機関との連携を図ります。生活支援、福祉サービスから予防、介護、医療の取り組みを一層強化充実させていくため、事業委託 7,190 万円の予算を計上致しました。

また、集落活動センターについては、4 カ所全てに集落支援員を配置し、地域コミュニティの自立を積極的に支援できる仕組みを構築し、課題の解決に取り組むため活動支援費 872 万 6,000 円を予算化致しました。

そのほか、高齢者の社会参加や生きがいづくりに寄与している中山間地域における地域の物流支援事業、いわゆる庭先集荷事業については 500 万円の予算を計上しております。しかしながら、利用者の高齢化により利用者数と集荷数が減少傾向にあるため、令和 3 年度は事業の整理を行い、持続可能な仕組みを模索していきたいと考えております。

5 つ目の、自分の人生を切り開く力を醸成し、心を育む教育の推進につきましては、次世代を担う子どもたちが豊かな人間性と高い能力を身に着けるためには、学校教育の充実が必要不可欠でございます。そこで、基礎学力の向上を図るため各種の検定受験料補助金 173 万 3,000 円、外国語教育専門員 294 万 3,000 円、学校支援員配置事業として小学校 1,571 万 5,000 円、中学校 866 万 4,000 円を予算計上するとともに、令和 2 年度までに順次整備してきた GIGA スクールにおける学びを推進してまいります。

また、ふるさとを愛し地域に貢献意識を持てる子ども達の育成を目指した、ふるさと・キャリア教育については 404 万円を計上しております。

そのほか、大方高校支援業務委託として公設塾運営および女子サッカー指導に係る経費 849 万 7,000 円を計上致しました。

6 つ目に、全ての自然災害に対する防災・減災施策の推進についてです。

本町では、津波防災だけでなく山林面積が広いと、山津波と呼ばれている土砂災害に対する取り組みも重要でございます。平成 30 年度から土砂災害のワークショップを行い、順次自主避難計画を作成しており、令和 3 年度にも新たな地区を予定しております。

耐震対策については、令和 2 年度に引き続き、木造住宅耐震改修における設計・工事費補助金 2 億 8,000 万円や、ブロック塀対策費補助金 1,200 万円に係る予算を計上しております。

また、国は近年の気候変動による気象災害の激甚化、頻発化に対応するため、令和 2 年 12 月の閣議決定により防災、減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策として、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間、集中対策を実施することとしました。この間につきましては、各種の財政措置もありますので、必要な対策はしっかりと行っていけるよう努めてまいります。

7 つ目の、移住、定住対策を支える安全な住宅地形成の事業化の推進につきましては、移住、定住対策として住宅環境の整備は不可欠でございます。移住者への住宅改修のため、定住促進住宅整備事業 1 億円を計上し、人口減少対策における人口の社会増の取り組みを進めてまいります。また、令和 3 年度完成予定の町営住宅の高台移転に係る整備費用や、高規格道路発生土活用入野地区宅地造成事業設計委託 8,800 万円の予算を計上しております。

8 つ目の、新しい人の流れをつくる高規格道路の早期完成につきましては、四国の自立と発展のために必要不可欠である高規格道路四国 8 の字ネットワークの早期実現を図るため、国の事業進捗（しんちよく）に合わせて、工事用道路整備や周辺地域の生活環境、産業基盤の改善につきまして本事業を実施してまいります。令和 3 年度は 9,981 万 6,000 円を予算計上し、引き続き残区間の着工に向けて要望を行いながら、命と暮らしを守るための道路整備を行ってまいります。

また、高規格道路の延伸により新しい人の流れをつくることとなりますので、道の駅の再構想や整備の推進を図ってまいります。

そのほかにも、佐賀庁舎改修事業 1,485 万 3,000 円、衆議院議員選挙費 1,649 万 9,000 円、地籍調査事業 7,441 万 4,000 円、ふるさと納税関連経費 3 億 6,391 万 4,000 円、国民健康保険事業法定外繰出金 700 万円、松くい虫防除対策事業 985 万 7,000 円、黒潮町観光推進業務委託 1,064 万 9,000 円、黒潮町 DMO 推進業務委託 249 万 4,000 円、道路改良事業 4 億 2,209 万 6,000 円、河川浚渫事業 527 万 6,000 円、都市防災総合推進事業 1 億 279 万 6,000 円、消防自動車整備事業 3,119 万 1,000 円などを計上しております。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策に要する費用の発生や地方税等の大幅な減収が見込まれるため、より厳しい財政運営が想定されています。限りある財源を有効に活用してこの事態を乗り越えていくためにも、関係機関が一体となり、行政サービスの質の向上と住民福祉の増大に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、議案第 86 号、令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 277 万 4,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 8 万 2,000 円、率にして 2.9 パーセントの減となっております。

内容につきましては、昨年と同様の予算となっております。

次に、議案第 87 号、令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,632 万 2,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 372 万円、率にして 18.6 パーセントの減となっております。

この減額の要因は、貸付金戻し入れの減によるものでございます。

次に、議案第88号、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ14億9,888万5,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして2,237万3,000円、率にして1.5パーセントの減となっております。

内容は、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第89号、令和3年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ17億8,079万5,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして3,544万4,000円、率にして2.0パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、被保険者の減少などによる収税減、および納付金の減額によるものとなっております。

累積赤字は解消されておりますが、被保険者の減少、前期高齢者の増加、医療の高度化などから、今後の収支見通しにおいては厳しくなることが想定されていることから、本年において国保料値上げ等の税率改正の試算を行うこととしております。

次に、議案第90号、令和3年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億1,584万8,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして301万6,000円、率にして1.4パーセントの増となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第91号、令和3年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ8,753万3,000円とするものでございます。

前年比では、金額にして112万5,000円、率にして1.3パーセントの増となっております。

内容につきましては、昨年と同様の予算となっております。

次に、議案第92号、令和3年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ17億3,274万1,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして256万8,000円、率にして0.2パーセントの増となっております。

内容につきましては、昨年度と同様となっておりますが、介護保険料の減額分を基金繰入金で調整するものとなっております。

次に、議案第93号、令和3年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,863万1,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして11万6,000円、率にして0.6パーセントの減となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第94号、令和3年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ5,008万4,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして787万5,000円、率にして18.7パーセントの増となっております。

この増額の要因は、施設の長寿命化を図るための、機能強化工事の増によるものでございます。

次に、議案第95号、令和3年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ538万2,000円とするものでございます。
前年度比では、金額にして2万7,000円、率にして0.5パーセントの増となり、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第96号、令和3年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億8,264万5,000円とするものでございます。

前年度比では金額にして659万2,000円、率にして22.8パーセントの減となっております。

この減額の要因は、公債費の減によるものでございます。

次に、議案第97号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入および支出である第3条予算で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,304万円とするものでございます。

資本的収入および支出である第4条予算の施設の整備、改良としましては、昨年度に引き続き佐賀地区および入野地区の配水管を更新、耐震化する工事でございます。

次に、議案第98号、町道の路線認定について説明させていただきます。

この路線につきましては、県道中村下田ノ口線として、下田の口地区の西側に新たなバイパスを供用したことにより、下田の口地区内の現県道を高知県から町へ移管するもので、起点は、黒潮町下田の口字五反田から、終点は、黒潮町下田の口字松ケ谷までとし、路線名を下田の口線と定め、町道に認定することにつきまして道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第99号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、これまでも介護内容の充実に取り組み、入所者の処遇改善や地域福祉の向上のために運営を続けておりますので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、高知県四万十市古津賀3742番地17、社会福祉法人黒潮福祉会理事長、竹本範彦（たけもとのりひこ）を公募によらない指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第100号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、介護保険事業の通所介護事業者としてサービス内容の充実に取り組み、利用者や地域福祉の向上のために運営を続けておりますので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、高知県四万十市古津賀3742番地17、社会福祉法人黒潮福祉会理事長、竹本範彦（たけもとのりひこ）を、公募によらない指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第101号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、これまでも介護保険事業の通所介護施設としてサービス内容の充実に取り組み、利用者や地域福祉の向上のために運営を続けておりますので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指

定手続き等に関する条例第5条により、高知県幡多郡黒潮町入野 2017 番地 1、社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会代表者会長、矢野博幸（やのひろゆき）を、公募によらない指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 102 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、これまで、専門的知識を生かした効率的、効果的な安定した運営により、来館者が年々増加しているところでございます。

黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条により、幡多郡黒潮町入野 6931 番地 3、特定非営利活動法人 NPO あかつき代表者理事長、武政登（たけまさのぼる）を、公募による指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 103 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、これまでも農林家ならびに地域住民の会議をはじめ、研修および実習等に有効活用をしながら施設の運営を続けておりますので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、高知県幡多郡黒潮町熊井 346 番地 8、幡東森林組合代表理事組合長堀孝（ほりたかし）を公募によらない指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 104 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、ホエールウォッチング事業を行う遊漁船事業者の待合場所として、また、漁業従事者の会議、研修、各種団体との交流の場として有効活用をしながら施設の運営を続けておりますので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、高知市本町 1 丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也（おくもとけんや）を、公募によらない指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 105 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、地域漁民の漁具保管ならびに補修作業の場として、有効活用をしながら施設の運営を続けておりますので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、高知市本町 1 丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也（おくもとけんや）を、公募によらない指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 106 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について説

明させていただきます。

この施設につきましては、地域食材の活用やカツオの町黒潮町佐賀ならではの自然体験観光の受け入れを行い、交流人口の拡大による黒潮町観光の情報発信を行うなど、これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ、地域に貢献していただけるものと期待しているところでございます。

黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条により、高知市本町1丁目6番21号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也(おくもとけんや)を、公募による指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第107号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、業務の効率化と会社経営の健全化を図るため、現指定管理者の株式会社明神フーズを、親会社である明神水産株式会社へ合併することが決定され、業務内容、形態、従業員を親会社の加工部へそのまま移行するものであり、引き続き施設の設置目的に沿って運営することとなりましたので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の申請により、幡多郡黒潮町佐賀763番地、明神水産株式会社代表取締役、明神正一(みょうじんまさかつ)を、これまでの期間の残期間を引き継ぐ形で指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、平成3年4月1日から令和5年3月31日まで2年間でございます。

最後に、議案第108号、黒潮町建設計画の変更について説明させていただきます。

この議案は、合併により策定されました黒潮町建設計画の実施期間につきまして、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、15カ年度、令和3年3月末までとなっておりますが、合併特例事業債を起すことができる期限が20カ年度と、さらに5カ年度分延長されましたので、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる同法第5条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、議会最終日に、教育委員会の委員の任命、および教育長の任命の2議案を追加させていただく予定となっておりますので、よろしくお願い致します。

この後、副町長、関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い致します。

議長(小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは、議案第75号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は12ページ、条例案は13ページ、参考資料は8ページからになります。

黒潮町介護保険条例につきましては、黒潮町に住所を有する65歳以上の第1号被保険者の皆さまの介護保険料を規定しております。

令和2年度は、令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定の年となっております、その期間の介護保険料の改定を計画したこと、および新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、同年2月13日から施行されたことに伴い新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことにより、黒潮町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

個々の条文について、新旧対照表についてご説明致します。

参考資料の8ページをお開きください。

第2条につきましては、令和3年度から令和5年度までの黒潮町に住所を有する65歳以上の第1号被保険者の皆さまの介護保険料を規定しております。

第1号から第9号までは、それぞれの所得段階ごとの年間の介護保険料の金額を規定しておりまして、第1号は第1段階の介護保険料3万6,600円を3万3,600円に、以下、第2号から第9号までは新旧対照表の右側下線部の金額にそれぞれ引き下げる改正をするものでございます。

第2項から第4項につきましては、第1段階から第3段階までの第1号被保険者が負担する介護保険料について、低所得者に係る軽減後の負担額を規定しており、第2項の改正は、軽減後の第1段階の介護保険料を2万200円に。以下同様に、第1項の金額から軽減をするものでございます。

附則第9項第1号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を規定しております。新型コロナウイルス感染症の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により改正することとなりましたので定義改正をするものでございます。

附則第1項の施行期日につきましては令和3年4月1日としていますが、附則第9項第1号の改正につきましては公布の日から施行するもので、附則の第2項につきましては経過措置を規定しており、この条例改正による改正は令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の介護保険料については従前の例によるものです。

以上で、議案第75号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第76号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定期間に合わせまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令の改正がありました。その改正事項のうち、県または町が条例を定めるに当たっての従うべき基準についても同様の措置を講ずる必要が生じたことにより、町の介護サービスを定める4つの条例について改正が必要となりましたので、本条例改正案にて一括して改正をするものでございます。

議案書は14ページ、条例案は15ページから、また新旧対照表は参考資料の11ページから95ページに、それぞれを記載しておりますのでご参照をお願いします。

第8期計画の制度改正においては、

- 1つ目、感染症や災害への対応力強化。
- 2つ目、地域包括ケアシステムの推進。
- 3つ目、自立支援・重度化防止の取り組みの推進。
- 4つ目、介護人材の確保・介護現場の革新。
- 5つ目、制度の安定性・持続可能性の確保。

これら5点について、指定居宅サービス等における基準の主な改正がなされております。

また、全サービスを対象として、高齢者虐待防止の推進が規定をされております。

また、本条例案は、第1条から第4条について規定しており、

第1条は、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。

第2条は、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

第3条は、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

第4条は、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

以上について、それぞれ一部改正をするものでございます。

それでは、個々の条文の主な改正点について新旧対照表にてご説明致します。

新旧対照表は11ページ、第1条による改正では、居宅介護支援事業所について規定したものとなっておりまして、第2条には自立支援、重度化防止の取り組みを、第5条は地域包括ケアシステムの推進を、12ページ第14条は感染症や災害への対応力強化及び介護人材の確保・介護現場の革新を、また13ページ、第20号の2は、制度の安定性・持続可能性の確保を、第20条は介護現場の革新を、第20条の2および15ページ、第22条の2を加える改正は、感染症や災害への対応力強化を、16ページ、第23条から本則に第6章を加える改正は、介護人材の確保・介護現場の革新を規定するものでございます。

18ページ、第2条による改正では、指定介護予防支援事業所について規定したものとなっておりまして、第2条は自立支援、重度化防止の取組を、19ページ、第19条は介護現場の革新を、第19条の2および20ページ、第21条の2を加える改正は感染症や災害への対応力強化を、第22条から22ページ、本則に第7章を加える改正までは、介護人材の確保、介護現場の革新を規定するものでございます。

24ページ、第3条による改正では、町が指定する地域密着型サービスに係る基準を規定しており、今回の改正におきまして、この条例に規定する全サービスに共通して改正が行われておりますのは、第3条に規定する指定地域密着型サービスの事業の一般原則をはじめ、運営規程、勤務体制の確保等、業務継続計画の策定、衛生管理、掲示、地域との連携等、虐待の防止、電磁的記録等でございます。

第3条は、自立支援、重度化防止の取り組みの推進について規定をしております。

第4条から第44条までは、定期巡回、随時対応型訪問介護看護のサービスについて規定しており、26ページ、第32条は介護現場の革新を、27ページ、第32条の2を加える改正および第33条は、感染症や災害への対応力強化を、28ページ、第34条および第39条は、介護人材の確保、介護現場の革新を改めるものでございます。

第45条から第59条までは、夜間対応型訪問介護を規定しており、30ページ第47条の改正は、介護人材の確保、介護現場の革新を、33ページ、第56条および35ページ、第57条は介護人材の確保、介護現場の革新について改めるものでございます。

第60条から第98条までは地域密着型通所介護を規定しており、36ページ、第71条は地域包括ケアシステムの推進等を、37ページ、第73条および第74条は感染症や災害への対応力強化を、38ページ、第75条および40ページ、第96条は介護人材の確保、介護現場の革新について改めるものでございます。

第99条から第111条までは認知症対応型通所介護を規定しており、41ページから43ページの第103条から第105条の改正は、介護人材の確保、介護現場の革新について改めるものでございます。

第112条から第138条までは小規模多機能型居宅介護を規定しており、45ページから46ページ、第113条から第118条は介護人材の確保、介護現場の革新を、47ページ、第132条では地域包括ケアシステムの推進について改めるものでございます。

第139条から第158条までは認知症対応型共同生活介護を規定しており、48ページ、第140条から51ページ、第141条は介護人材の確保、介護現場の革新を、第143条では地域包括ケアシステムの推進を、53ページ、第153条は地域包括ケアシステムの推進等について改めるものでございます。

第 159 条から第 178 条までは地域密着型特定施設入居者生活介護を規定しており、55 ページ、第 167 条は介護人材の確保、介護現場の革新を、56 ページ、第 175 条は地域包括ケアシステムの推進等について規定するものでございます。

第 179 条から第 219 条までは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を規定しており、57 ページ、第 180 条から 60 ページ、第 187 条までは介護人材の確保、介護現場の革新を、61 ページ、第 192 条の 2 および第 192 条の 3 を加える改正は自立支援、重度化防止の取り組みの推進を、62 ページ、第 199 条は地域包括ケアシステムの推進等について、第 201 条は感染症や災害への対応力強化等を、63 ページ、第 205 条は制度の安定性、持続可能性の確保を、64 ページ、第 210 条および 65 ページ、第 212 条は介護人材の確保、介護現場の革新を、66 ページ、第 217 条は地域包括ケアシステムの推進を規定するものでございます。

第 220 条から第 232 条までは看護小規模多機能型居宅介護を規定しており、68 ページ、第 221 条および 69 ページ、第 232 条は準用や読み替えについて改めるものでございます。

70 ページ、本則に第 11 章を加える改正は、介護人材の確保、介護現場の革新について規定するものでございます。

続いて、75 ページ、第 4 条による改正では、町が指定する地域密着型介護予防サービス事業に係る基準を規定しております。今回の改正につきまして、全サービスに共通して改正が行われておりますのは、第 3 条に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則をはじめ、運営規程、勤務体制の確保、業務継続計画の策定、衛生管理等、掲示、地域との連携等、虐待の防止、電磁的記録等でございます。

75 ページ、第 3 条の改正は、自立支援、重度化防止の取り組みの推進について改正をするものでございます。

第 4 条から第 42 条までは、介護予防認知症対応型通所介護のサービスについて規定しており、75 ページから 78 ページ、第 8 条から第 10 条の改正は介護人材の確保、介護現場の革新を、78 ページ、第 28 条は地域包括ケアシステムの推進等、79 ページ、第 28 条の 2 を加える改正、80 ページ、第 30 条および第 31 条は感染症や災害への対応力強化を、81 ページ、第 32 条および 82 ページ、第 39 条の改正は介護人材の確保、介護現場の革新を規定するものでございます。

第 43 条から第 68 条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスについて規定しており、82 ページから 85 ページ、第 44 条から第 49 条までは介護人材の確保、介護現場の革新を、86 ページ、第 58 条は地域包括ケアシステムの推進を規定するものでございます。

第 69 条から第 89 条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスについて規定しておりまして、87 ページ、第 70 条は介護人材の確保を、89 ページ、第 70 条第 9 項から、90 ページ、第 73 条までは地域包括ケアシステムの推進を、91 ページ、第 77 条および 78 条は介護人材の確保、介護現場の革新を、92 ページ、第 80 条は地域包括ケアシステムの推進等を、94 ページ、第 86 条は制度の安定性、持続可能性の確保を規定し、本則に第 5 章を加える改正は、介護人材の確保、介護現場の革新を規定するものでございます。

議案書の 35 ページをお開きください。

この条例の施行期日は令和 3 年 4 月 1 日ですが、第 1 条中、指定居宅介護支援等基準条例第 14 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定は同年 10 月 1 日から施行するもの。

また、第 2 条以降は、全体または幾つかの条例ごとにまたがった経過措置について規定するものでございます。

以上で、議案第 76 号の補足説明を終わります。

続いて、議案第 83 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 47 ページとなります。オレンジ色の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 8,723 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 901 万 5,000 円とするものでございます。

補正の主な理由は、これまでの保険給付などの実績から見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明をさせていただきます。12 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費および 3 項 1 目、認定調査等費につきましては、これまでの実績から見込み額の調整をしており、1 款総務費につきましては、総額で 195 万 7,000 円の減額となっております。

次に、12 ページ下段から 14 ページ上段にかけての 2 款保険給付費につきましては、これまでの給付実績により決算額を見込み、各項について減額調整を行っておりまして、保険給付費の総額で 7,228 万円の減額を行い、補正後の額が 15 億 4,754 万 1,000 円となっております。

14 ページの 3 款地域支援事業費につきましても、これまでの実績に基づいた見込み額により調整を行い、1 項介護予防・生活支援サービス事業費で 680 万 2,000 円、また、15 ページ、2 項一般介護予防事業費では 346 万円の減額を行っております。

16 ページ中段からの 3 項包括的支援事業・任意事業費では 272 万円の減額を、19 ページの 4 項その他諸費では 2 万円の減額を行うことで、3 款地域支援事業費の総額では、14 ページのとおり 1,300 万 2,000 円の減額を計上しており、補正後の額が 5,295 万 2,000 円となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

歳入予算の補正につきましては、歳出見込み額の調整により、それぞれの負担割合に応じた歳入予算の財源の調整を行っております。

1 款保険料につきましては、583 万 8,000 円の減額により 2 億 9,232 万円と調整しております。3 款国庫支出金では、9 ページの 2 項 4 目、保険者機能強化交付金で 248 万 8,000 円を、6 目介護保険保険者努力支援交付金で 355 万 3,000 円を計上しております。これは交付金の確定により増額を計上したのですが、3 款国庫支出金の合計額では、1,854 万 6,000 円の減額により 4 億 1,335 万 5,000 円とする調整をしております。

以下同様に、9 ページ、4 款支払基金交付金は 2,191 万 9,000 円を、また、5 款県支出金は 1,268 万円を減額調整しております。

10 ページの 7 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金により歳出額との調整を行い、補正後の額を 2 億 6,559 万 6,000 円としております。

11 ページの 2 項基金繰入金では、保険料が負担する金額の赤字を補てんする金額として、1 目介護給付費準備基金繰入金 125 万 6,000 円を見込んでおりましたが、黒字見込みのため減額をし、調整をしております。

以上で、議案第 83 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 84 号の令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 48 ページとなります。黄土色の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 53 万 4,000 円を減額し、総額を 1,821 万 3,000 円とするものでございます。

補正の主な理由は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものでございます。

まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費の 1 節報酬につきましては、会計年度任用職員の勤務状況により 33 万 5,000 円の減額、3 節職員手当、4 節共済費につきましては、実績に応じ調整し、それぞれ 27 万 5,000 円、7 万円の増額補正となっております。

8 節旅費の 3 万 8,000 円、10 節需用費の 5 万 4,000 円、および 13 節使用料及び賃借料の 2,000 円の減額は、実績により減額調整を行ったものでございます。

12 節委託料 45 万円の減額補正は、当初、居宅の介護支援専門員に介護予防サービス計画を委託する予定でしたが、町内の介護支援専門員の受け持ちできる件数を超えるために委託がかなわず、実績により減額したものでございます。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、介護予防サービス計画費収入につきましては、実績見込みにより 12 万 7,000 円の減額としております。

2 款繰入金につきましては、繰入額を歳出見込額に合わせて調整し、51 万円の減額を行っております。

4 款県支出金につきましては、今年度、県の事業として介護サービスの各事業所ごとに新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が割り当てられました。地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所の役割も担っておりますので、その事業所に感染症対策の交付金 10 万 3,000 円が交付されたことによる、新たな交付金となっております。

以上で、議案第 84 号の補足説明を終わります。

続いて、議案第 92 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 56 ページとなります。オレンジ色の予算書をお願いします。

予算書 1 ページをお開きください。

令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計は、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 17 億 3,274 万 1,000 円とするものでございます。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額などを基に計上しているところですが、6 ページ、7 ページの総括表のとおり、前年度予算より総額で 256 万 8,000 円の増額、対前年度比で約 0.2 パーセントの増額となっております。

歳出から、主なものを説明させていただきます。14 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費 4,049 万 3,000 円のうち、1 項総務管理費につきましては、介護保険事業に係る職員給与などの事務費を計上しており、12 節委託料は、第 8 期介護保険事業計画の報酬改定による介護保険のシステム改修費用を計上しており、対前年度比で 252 万 3,000 円の減額となっております。

16 ページの 2 款保険給付費につきましては、総額である 16 億 2,668 万 4,000 円を、前年度の実績見込額からそれぞれの項目ごとの見込額を算出、および今回の介護報酬改定が 0.7 パーセント増となっておりますので、その増額分を見込んだ給付費の予算としております。対前年度比で 686 万 3,000 円の、0.4 パーセントの微増となっております。

18 ページ、3 款地域支援事業費につきましては、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費として 2,269 万 6,000 円を計上しております。

12 節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービスを実施する 2 事業所への委託料として 994 万 6,000 円を計上しております。

19 ページ、2 目介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号介護予防支援事業費）につきましては、地域包括支援センターの職員給与や事務費などとして 672 万 1,000 円を計上しており、1 節報酬では、介護サービス計画作成業務を担う会計年度任用職員の報酬として 250 万 7,000 円を計上しております。

20 ページ、12 節委託料では、総合事業対象者の介護予防サービス計画を策定する業務を、居宅介護支援事業所へ委託する経費として実態に合わせ 48 万円を計上しております。

2 項 1 目、一般介護予防事業費につきましては、地域で生活する高齢者の介護予防に関する事業経費として 973 万 2,000 円を計上しており、対前年度比で 109 万 2,000 円の減額となっております。

7 節報償費では、通所型短期集中運動機能向上サービスの実施に当たり、2 事業所に対してリハビリや口腔、栄養に関する専門職の派遣として 485 万 6,000 円を計上しております。

21 ページ、11 節役務費では、通所型短期集中運動機能向上サービス事業の実施に伴う事業所に派遣するリハビリ専門職の費用として 24 万円、住民啓発のための研修会用として 24 万円、合計 48 万円を計上しております。

12 節委託料では、三世代ふれあい健診の委託料として 40 万円を計上しております。

3 項包括的支援事業・任意事業につきましては、2,495 万 2,000 円を計上しており、対前年度比で 10 万 8,000 円の減額となっております。

22 ページ、2 目権利擁護事業費につきましては 320 万 3,000 円、23 から 24 ページにかけての、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては 875 万 5,000 円を計上し、適正な業務執行を行うための経費と合わせ、それぞれ 1 名分の職員給与分を計上しております。

24 ページ、4 目任意事業につきましては 808 万円を計上し、成年後見制度利用事業、住宅改修支援事業等、地域支援事業の実施要綱に合致する事業を実施するものです。

25 ページ、5 目在宅医療・介護連携推進事業費、6 目生活支援体制整備事業費、26 ページ、7 目認知症総合支援事業費、8 目地域ケア会議推進事業につきましては、社会保障充実分として位置付けをされている事業となっておりまして、それぞれに特化した内容の取り組みに係る事業費を計上しております。

27 ページ、4 款基金積立金から 28 ページ、7 款予備費までにつきましては、前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては 2 億 7,311 万 2,000 円を見込んでおり、対前年度比で 3,710 万 9,000 円の減額となっております。

これは、介護保険料を減額するよう本議会にも提案をさせていただきましたことに伴い介護保険料の歳入額が減少したこと、併せて、昨年より強化された低所得者保険料の軽減分が年間通じて行われることになり、第 1 段階から第 3 段階の第 1 号被保険者について、軽減した保険料分を公費負担とするため、その公費負担分について減額が生じております。

3 款国庫支出金につきましては 4 億 2,917 万 3,000 円を見込んでおります。

9 ページ、2 項国庫補助金、5 目介護保険事業費補助金につきましては、システム改修費に係る国庫補助金、6 目介護保険保険者努力支援交付金につきましては令和 2 年度から新設された交付金となっておりまして、令和 2 年度の当初では計上ができなかったため、前年度予算は記載なしとなっております。

10 ページ、第 2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金では 4 億 4,937 万 6,000 円を、5 款県支

出金では2億6,296万8,000円を見込んでおります。

これらの歳入につきましては、それぞれの負担率に応じて算出しており、今年度の実績見込みおよび介護報酬改定による増額を見込んでおります。

次に、11ページ、7款繰入金の3億1,783万9,000円のうち、1項一般会計繰入金の2億8,528万9,000円につきましては、町が負担すべき負担率に応じた給付費繰入金と補助対象外経費などを計上しており、512万5,000円の増額となっております。主な要因としましては、低所得者保険料軽減負担金の増額分となっております。

また、12ページの介護保険事業の財政の調整を行います7款2項1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、対前年度比で3,129万4,000円の増額をすることとなっております。この金額を基金から繰り入れ、予算を調整するものでございます。

8款繰越金以降、10款町債までは前年度と同額となっております。

以上で、議案第92号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第93号の令和3年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は57ページになります。黄土色の予算書をご覧ください。

予算書1ページより説明致します。

令和3年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,863万1,000円とするもので、4ページおよび5ページの総括表のとおり、対前年度比で11万6,000円、0.6パーセントの減額となっております。

まず、歳出から説明致します。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費、1目一般管理費は1,843万1,000円を計上しており、1節から4節までは地域包括支援センターの職員および会計年度任用職員の給与等費として1,679万円を計上しております。

8ページ、12節委託料につきましては、要支援認定者の介護予防サービス計画を居宅の介護支援専門員に委託する費用として120万円を計上するものです。

6ページにお戻りください。歳入について説明させていただきます。

1款サービス収入は、包括支援センターが要支援認定者に係る介護予防サービス計画を作成する介護予防サービス計画費収入を計上するもので、222万3,000円を計上しております。

また、2款1項1目、一般会計繰入金で1,640万7,000円を計上し、職員給料ほか事務費などの歳出に対する不足分を調整し、計上しております。

以上で、議案第93号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第99号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定について、補足説明させていただきます。議案書は63ページになります。

指定管理者に指定する団体は、高知県四万十市古津賀3742番地17、社会福祉法人黒潮福祉会理事長、竹本範彦でございます。

公募によらない指定管理者の指定の理由につきましては、本施設は平成3年に旧佐賀町が建設した施設で、建設当時から、現在の運営主体である社会福祉法人黒潮福祉会に運営を委託しております。

これまで、介護内容の充実に取り組み、入所者の処遇改善や地域福祉等の福祉の向上のために運営を続けており、平成28年に指定管理者として指定し、現在に至っております。

開設以来、施設入所者の処遇向上や入所者と施設職員との関係を大切にしており、今後におきましても、地域に密着したサービスの提供が行えるものと期待しているところでございます。

これまでも、施設の環境改善や住民サービスの充実に努めていることから、継続して指定を行いたいと考えております。

また、指定事業者の変更になると、環境変化により入所者に不安を与え、介護施設としての機能が損なわれる恐れがあり、事業の継続性の点からも適当ではないと考えられ、公募によらずに現在の指定管理者を選任するものでございます。

なお、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

以上で、議案第99号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第100号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。議案書は64ページです。

この議案につきましても議案第99号と同様に、社会福祉法人黒潮福祉会理事長、竹本範彦を指定管理者に指定するものでございますが、公募によらない指定理由につきましては、本施設は平成元年に旧佐賀町が建設した施設で、建設当初から2年間は直営方式で運営を行い、その後、現在の運営主体である社会福祉法人黒潮福祉会に運営を委託しております。

介護保険事業の通所介護サービス事業としてサービス内容の充実に取り組み、利用者や地域福祉の向上のために運営を続けており、平成28年に指定管理者として指定し、現在に至っております。

利用者の個別計画に基づき適切なサービス提供が行われており、今後におきましても、利用者のニーズに合ったサービス提供ができるものと期待しております。

また、施設の環境改善や利用者の自立支援につながるサービスの充実に努めていること、および前議案のかしま荘と一体的に介護サービスを提供することで、安定した運営ができ、相乗的な効果を期待していることから、継続して指定をしていきたいと考えております。

指定管理者の変更となると、これも利用者の環境変化ということによって不安を招くことが想定されますので、公募によらずに、現在の指定管理者を選任するものでございます。

指定管理者の期間につきましては、前議案と同様に5年間とするものでございます。

以上で、議案第100号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第101号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。議案書は65ページになります。

指定管理者に指定する団体は、黒潮町入野2017番地1の、社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会会長、矢野博幸です。

公募によらない指定理由につきましては、本施設は平成9年に旧佐賀町が建設した施設で、建設当時から、現在の運営主体である黒潮町社会福祉協議会に運営を委託しております。

これまで、介護保険事業の通所介護施設としてサービス内容の充実に取り組み、利用者や地域福祉の向上のために運営を続け、平成28年に指定管理者として指定し、現在に至っております。

当施設は、定員が8名と小規模な施設ではありますが、地域の在宅サービスを確保するため、地域住民や利用者から継続の声が多く、利用者の自立支援につながるサービス提供が行われており、また、利用者を9名に増員し事業の継続を計画するなど、改善を図りながらの運営も予定しております。

今後におきましても、地域に密着し、利用者のニーズに合った介護保険のサービスの提供ができるものと期待しております。

指定管理者の変更は、利用者にとって大きく生活環境が変化することとなり、不安を招くことも考えられるため適当ではなく、公募によらず現在の指定管理者を選任するものでございます。

この議案につきましても、議案第 99 号、100 号と同様に、5 年間としております。

以上で、議案第 75 号から第 101 号までの補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第 97 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計予算について補足説明を致します。

予算書のご用意をお願い致します。議案書は 61 ページでございます。

水道事業につきましては、給水人口や給水量の減少傾向により厳しい事業環境となっているため、令和 2 年度より、大方地区の上水道事業と 7 つの簡易水道事業、および 2 つの飲料水供給施設を統合することにより水道施設の管理を一元化し、安全で安定した生活用水を供給し、経営基盤の強化を図ってまいりました。

令和 2 年度当初予算につきましては、収益的支出として上水道事業費用と簡易水道事業費用に分けていましたが、令和 3 年度当初予算から水道事業費用として経理を行ってまいります。

予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きください。

この中で、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表が主要財務 3 表になります。

次に、1 ページをお開きください。

ここには、第 1 条に総則と致しまして、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるとしています。

第 2 条には、業務の予定量を掲載をしています。

令和 3 年度の給水栓数は 6,231 栓でございます。

年間給水量は 133 万 9,104 立方メートルで、1 日平均給水量としましては 3,669 立方メートルでございます。

次に、第 3 条予算の収益的収入および支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用で、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入支出の総額を 2 億 6,304 万円にするものでございます。内容につきましては、30 ページから 35 ページの事項別明細書に記載をしております。

まず、収入をご説明致します。30 ページをお開きください。

営業収益の給水収益につきましては、水道使用料金 2 億 497 万 5,000 円、給水栓 6,231 栓分を計上しております。対前年比で、339 万 5,000 円の増額となっております。

なお、水道使用料金につきましては、令和 2 年度の実績見込額により算定をしているところでございます。

営業外収益の長期前受金戻入につきましては、5,139 万 8,000 円を計上しています。

続きまして、32 ページから 35 ページの支出についてご説明を致します。

32 ページをお開きください。

支出につきましては、例年どおり営業費用においては、水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の人件費、および各種委託料や減価償却費等を計上しており、また営業外費用におきましては、企業債の償還利息を計上しております。

次に、第 4 条予算の資本的収入および支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、水道施設を整備、改良するための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でござ

います。

先に支出からご説明をさせていただきます。37 ページをお開きください。

建設改良費は6,400万4,000円を計上しており、対前年比で2,504万8,000円の減額となっております。

この主な要因としましては、佐賀の生活基盤事業、および本庁前町営住宅配水管事業の減額によるものでございます。

令和3年度の主な実施事業につきましては、令和2年度に引き続き、佐賀地区および入野地区の配水管を更新、耐震化する工事等でございます。

収入につきましては36ページに記載をしていますので、ご確認をよろしくお願い致します。

恐れ入りますが、2ページに戻ってください。

第4条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,658万円は、過年度分損益勘定留保資金、および当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額で補てんを致します。

次に、16ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明を致します。16ページでございます。

当計算書につきましては、公営企業法改正により義務付けられたもので、1年間の現金の動きを表したものでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

17ページの2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出および借入、返済による収入、支出など、資金の調達および返済を表しています。

下段の、資金期首残高、令和3年4月1日になりますけど。ここは2億8,343万7,146円は、令和2年度予定貸借対照表、21ページの2行目の現金預金の額となります。

また、資金期末残高、ここは令和4年3月31日になります。ここは2億8,249万2,413円は、令和3年度予定貸借対照表、25ページになりますけど。その2行目の現金預金の額となります。

次に、18ページから19ページにつきましては、令和2年度および令和3年度の営業収益と営業費用を表しました、予定損益の計算書を記載していますのでご確認をよろしくお願い致します。

次に、24ページからの令和3年度予定貸借対照表についてご説明を致します。24ページをお開きください。

固定資産および流動資産の合計は、25ページの7行目、32億3,160万6,776円となっています。

負債合計は、26ページの最後の行になります、25億2,096万4,463円となっています。

資本合計は、27ページの下から2行目になります。7億1,064万2,313円となっており、負債と資本の合計が32億3,160万6,776円となりまして、先ほどの資産の合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、28ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載をしています。

これは、損益計算書および貸借対照表の作成に当たりまして、その財政状況および経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則および手続きならびに表示の方法を記載したものでございます。

以上で、議案第97号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは私からは、議案第 82 号、86 号、第 91 号の 3 議案について、補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第 82 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。議案書の 46 ページと、後ろに添付している薄いピンク色の表紙の直診特会の予算書をご覧ください。

当補正予算につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ 2,918 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,867 万 6,000 円とするものでございます。

まず、歳入について説明をさせていただきます。予算書の 6 ページをご覧ください。

繰入金です。国保会計との調整による事業勘定繰入金のへき地直営診療所運営費に係る繰入金が 168 万 4,000 円の増額、歳入歳出の収支の調整を図るために一般会計から繰り入れる繰入金が 3,086 万 9,000 円の減額、合計で 2,918 万 5,000 円を減額するものです。

次に、歳出について説明をさせていただきます。予算書の 7 ページをご覧ください。

総務費です。常勤医師の給与や職員手当、看護師の報酬に係る経費を合わせて 2,818 万 5,000 円の減額、幡多医師会や高知県へき地医療支援機構から派遣していただいている代診医師への委託料が 3 月末の実績見込みで 100 万円の減額、合わせまして 2,918 万 5,000 円を減額するものでございます。

議案第 82 号の説明は以上でございます。

次に、議案第 86 号、令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明をさせていただきます。議案書の 50 ページと、後ろに添付している黄土色の表紙の住新特会の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、過去に行った同和対策事業により住宅の立ち退きにあった方が新たな自己の住宅を建てる際、その土地の購入費や建物の建築資金に対し貸し付けを行ったものでありまして、現在は貸付金の回収のみで、新たな貸し付けはありません。また、昨年度と大きな違いはございません。

歳入歳出とも、同額の 277 万 4,000 円を計上しております。昨年度からは 8 万 2,000 円、率にして 2.9 パーセントの減額となっておりますが、これは債務者の弁済が進んだことによりまして償還額が少なくなったことによるものでございます。

まず、歳入について説明をさせていただきます。予算書の 6 ページをご覧ください。

県支出金です。償還業務の事務費に対する償還推進助成と致しまして県補助金が 18 万円、債務者からの弁済による貸付金収入が、元金と利息を合わせまして 259 万円などとなっています。

次に、歳出について説明させていただきます。予算書の 8 ページをご覧ください。

総務費です。貸付金の回収に係る旅費や需用費、役務費などの事務費に 40 万 5,000 円、債務者からの償還金の一部を一般会計へ繰り入れる繰出金が 173 万 2,000 円、事業を行った時に借り入れた起債の償還に係る公債費が 33 万 7,000 円などとなっております。

議案第 86 号の説明は以上でございます。

最後に、議案第 91 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明をさせていただきます。議案書は 55 ページ、予算書は後ろに添付している薄いピンク色の表紙の直診特会の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、直営の拳ノ川診療所の運営に関する予算でありまして、歳入歳出とも同額の 8,753 万 3,000 円を計上しております。前年度に比べ 112 万 5,000 円増額、率にして 1.3 パーセントの増額となっています。なお、金額につきましては昨年度と大きな違いはございません。

まず、歳入について説明をさせていただきます。予算書の6ページをご覧ください。

診療収入です。各種健康保険組合や患者さんから頂く診療収入が1,746万4,000円、歳入歳出の収支の調整を図るために一般会計から繰り入れる繰入金金が6,577万円などとなっております。

なお、診療収入が前年度より460万円余り少なくなっていますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響で患者さんが受診を控えたり、3カ月程度の長期の処方を行うことにより、患者さん一人当たりの受診回数が少なくなっていることなどが原因です。

次に、歳出について説明をさせていただきます。予算書の9ページをご覧ください。

一般管理費です。常勤医師を含む一般職3名の給与と、看護師などの会計年度任用職員の報酬、高知県へき地医療支援機構から派遣していただいている医師の代診委託料を含む一般管理費が6,820万5,000円、12ページの医療機器の保守点検や、患者さんに処方する医薬品の購入に係る医薬費が1,710万円などとなっております。

3議案に対する補足説明は以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは私の方からは、議案第77号および第95号、また、第103号から107号までの7議案について補足説明させていただきます。

まず初めに、議案第77号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は38ページから40ページでございます。また、新旧対照表は参考資料の96ページから98ページでございます。

当該条例の改正理由としましては、当該施設の管理方法について、現行の公の施設に係る指定管理制度による管理体制を変更し、町長が管理するものとするための改正であります。

当該施設の管理につきましては、現行では施設の目的に合致し、適正管理体制の整った幡東森林組合が指定管理者として農林業用機械と格納庫を管理してきましたが、本年3月末をもって指定期間が満了するもので、この期に耐用年数を経過した機械を管理物件から外し、管理すべき施設を格納庫のみとすることとして、施設用途に合った管理体制に変更するものでございます。

変更内容の詳細につきましては、参考資料の新旧対照表により説明させていただきます。参考資料の96ページをお開きください。

第3条ですが、見出しの、指定管理による管理を管理に改正し、内容についても、公の施設に係る指定管理の体制から町長が管理する体制に改正しているものです。

次に、第4条ですが、見出しの、指定管理者が行う業務を利用の許可に改正し、現行の指定管理者業務については実質廃止するとともに、機械施設の格納庫の利用許可について定めております。

以後、第5条において、権利の譲渡等の禁止、として利用の許可を受けた者の当権利の譲渡または転貸（てんたい）の禁止を定め、第6条においては、利用の許可の停止または取消しとして、1号から3号に利用の許可停止、または取消しの基準を規定しております。

第7条には、当施設の使用料として、1項に使用料徴収の位置付けと、2項には使用料の月額、3項には納付期限について定めております。

第8条には、使用料の減免の基準について、公益上の特に認める場合の使用料の減額または免除について定めております。

97 ページをお開きください。

第9条には、使用料の不還付について定めております。

第10条としては、損害賠償として、利用者の故意または過失による当該施設の滅失または破損した場合の、損害賠償の基準を定めております。

98 ページをお開きください。

最後に、第11条は、委任として現行第5条の規定を、条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要事項について規則で定めることとして改正しております。

以上、議案第77号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第95号、令和3年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての補足説明をさせていただきます。議案書は59ページです。また、表紙がグレーの予算書をお願いします。後半の方に閉じてと思います。グレーの予算書です。この予算書で補足説明をさせていただきます。

予算の概要は、加入者数が15世帯28人、公共的加入者の3者を加え、使用水量は年間3,900立方メートルを見込んでいます。

予算書の1ページをお開きください。

本予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を、それぞれ538万2,000円と定めているものです。

それでは、詳細について説明させていただきます。当該予算書の8ページ、事項別明細書の歳出をお開きください。

歳出、1款事業費、1項1目の事業費ですが、維持管理的経費として191万2,000円を計上しています。これは、令和2年度の決算見込み額により計上しております。

次に、2款公債費、1項の公債費ですが、327万円を計上しています。

次に、3款予備費、1項1目の予備費ですが、令和2年度分と同額の20万円を計上しています。

これら歳出の基となる歳入ですが、すいません、6ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項1目の集落排水事業分担金ですが、前年度同様に、加入があった場合の枠取り予算として1,000円を計上しています。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目の集落排水施設使用料については72万円を、令和2年度の決算見込み額により計上しています。

次に、3款繰入金、1項1目の一般会計繰入金につきましては、464万5,000円を計上しています。

次に、4款繰越金、1項1目の繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金として1万5,000円を、当該決算見込み額で計上しています。

最後に、5款雑入、1項1目の雑入ですが、前年度同様に、雑入額の枠取り予算として1,000円を計上しています。

以上で、議案第95号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第103号の黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について、補足説明させていただきます。議案書は67ページです。

黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について、高知県幡多郡黒潮町熊井346番地8、幡東森林組合代表理事組合長、堀孝を公募によらない指定管理者の候補としましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

それでは、これまでの経過と施設の性格や機能等を踏まえ、選定理由についてご説明致します。

本件は、公募によらない指定管理者の候補として、指定管理者選定委員会に諮り慎重に審議してまいりました。

この施設は、本町における地域連帯感の醸成等を図る拠点施設として、平成12年度に黒潮町熊井に建築され、町内の林業にかかわる会議、研修等一手に担っている施設であり、同時に林業センター内に幡東森林組合の事務所も併設していることから、一体的かつ効率的な管理運営ができるという観点から、これまで幡東森林組合を公募によらない指定管理者として指定し施設の運用を行ってきました。

その経過を踏まえ、町内の林業事業の発展と当該施設の適正管理を行うには、町内唯一の森林組合である幡東森林組合を指定管理者とすることが適当であると認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しました。

以上、議案第103号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第104号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について補足説明させていただきます。次ページ、議案書68ページをお開きください。

黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について、高知県高知市本町1丁目6番21号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也に、公募によらない指定管理者の候補としましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

それでは、選定理由について説明致します。

本件は、公募によらない指定管理者の候補として、指定管理者選定委員会に諮り慎重に審議してまいりました。

この施設は、黒潮町において海洋レクリエーションの振興を図り、来訪者の利便性向上、交流人口の拡大により水産業の振興に資することを目的として、平成5年度に黒潮町入野漁港施設内に建築されており、ホエールウォッチング事業を行う遊漁船事業者の待合施設として、また、漁業従事者の会議、研修、各種団体との交流の場として有効活用ができるよう旧大方町漁業協同組合に管理委託を行い、平成18年度からは同漁業協同組合を、平成23年度からは県一漁協として合併した高知県漁業協同組合を公募によらない指定管理者として指定し施設の運用を行ってきました。

このたび指定管理者の選定については、設置目的および利用する者がほぼ地域の漁業従事者であることから、その協同組合組織である高知県漁業協同組合へ指定管理者の指定を行うことが、施設設置目的を逸脱せず、かつ、効率的な管理運営を実行できるという観点から適当であると認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しました。

以上、議案第104号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第105号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について補足説明させていただきます。議案書は次のページ、69ページです。お開きください。

黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について、高知県高知市本町1丁目6番21号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也を、公募によらない指定管理者の候補としましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

それでは、選定理由についてご説明致します。

本件は、公募によらない指定管理者の候補として、指定管理選定委員会に諮り慎重に審議してまいりま

した。

この施設は、地域の漁業の近代化および合理化を期し、漁業所得の向上を図ることを目的として、平成 8 年度に黒潮町灘漁港施設内に建築されており、地域漁業者の漁具保管および補修作業等の場として有効活用ができるよう旧大方町漁業協同組合に管理委託を行い、平成 18 年度からは同漁業協同組合を、平成 23 年度からは県一漁協として合併した高知県漁業協同組合を公募によらない指定管理者として指定し、施設を管理運営してきました。

このたびの指定管理者の選定については、設置目的および利用の意図が、地域の漁業者のためのものであり、その協同組合組織である高知県漁業協同組合へ指定管理者の指定を行うことが施設設置目的を逸脱せず、かつ、効率的な管理運営を実行できるという観点から適当であると認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しました。

以上、議案第 105 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 106 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書は 70 ページです。

それでは、主な内容について説明します。

指定管理者に管理を行わせる施設は、高知県幡多郡黒潮町佐賀 374 番地 9、名称は黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設でございます。

指定管理の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

現在の指定期間が令和 3 年 3 月 31 日で満了となることから、選定に当たりましては、黒潮町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続きに関する条例第 3 条に基づき、令和 3 年 1 月 4 日より公募を実施したところ、高知県高知市本町 1 丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、奥本健也（おくもとけんや）の 1 者から応募があり、同 6 条、公の施設にかかわる指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議を行い指定管理者の候補としましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

選定理由について説明します。

この施設は、観光推進事業に係る、カツオのタタキづくり体験施設と町内特産物の販売促進にも寄与し、自然体験型観光経営の安定と漁家経営の向上に供するとともに、交流人口の拡大による町の活性化を図ることを目的として設置され、当初から旧佐賀町漁業協同組合、県一漁協として合併してからは高知県漁業協同組合を指定管理者として指定し、その構成員である漁協女性部によって黒潮町佐賀のカツオを県内外に広く PR するために修学旅行生や観光客にカツオのたたきづくり体験やカツオのたたき定食などの地場農水産物等の食材を使用した飲食の提供を行ってきました。

そして、今回応募いただいた指定管理者候補も高知県漁業協同組合であり、今まで培ってきた事業の実績や、魚市場を運営しており、原材料である水産物の仕入れに有利な側面も持ち合わせているため、効率的な施設運用を実行できるという観点から適当であると認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しました。

以上、議案第 106 号の補足説明を終わります。

最後に、議案第 107 号の黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について補足説明させていただきます。議案書 71 ページをお開きください。

黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について、幡多郡黒潮町佐賀 763 番地、明神水産株式会社代表取締役、明神正一を指定管理者の候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規

定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、選定理由について説明します。

黒潮町水産加工施設については、当初、魚醤の製造施設として黒潮町の佐賀漁港の隣接地に建築され、魚醤製造が衰退した後、水産加工施設として新たに活用が始まり、現在、株式会社明神フーズを平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の 5 年間、指定管理者に指定し施設の管理運営を行っているところです。

このたび、業務の効率化と会社経営の健全化を図るために、現指定管理者の株式会社明神フーズを親会社である明神水産株式会社へ合併することが決定され、株式会社明神フーズから明神水産株式会社へ事業承継する旨の届出、および指定管理者の指定申請書が町に提出されました。

今回の指定につきましては、現指定管理者の株式会社明神フーズの業務内容、形態、従業員を同様の水産物加工事業を行っている親会社である明神水産株式会社加工部へそのまま移行するものであり、引き続き施設の設置目的に沿って運営することとなっております。指定する期間も現指定管理者に残った期間 2 年間を引き継ぐものとなっておりますので、合併前のグループ会社業務を合併先の親会社が引き継ぐという観点から、明神水産株式会社を指定管理者とすることが適当と認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しました。

以上、議案第 107 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（小松孝年君）

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 12 時 12 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

今朝 4 時 28 分、ニュージーランド付近でマグニチュード 8.1 の地震があったニュースが流れたことは皆さんもご存じだと思いますけれど、その関係で、高知県に 14 時 30 分ごろ、20 センチの波の変動があるかもしれないという予報が入りましたので、今日 10 時 40 分に、町民に対してはマイクをかけております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

これで町長の発言を終わります。

提案理由の説明を行います。

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは、議案第 94 号、令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書の方は 58 ページです。また、予算書につきましては緑色の予算書をお開きください。

1 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,008 万 4,000 円とするものです。また、対前年度比は金額にして 787 万 5,000 円の増額、率にして 18.7 パーセントの増となっております。

増額の主な要因は、農業集落排水施設の長寿命化を図るための機能強化工事を行うためです。

それでは、詳細について説明させていただきます。主に、前年度と変更になっている部分について説明を致します。

9 ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

まず、歳出 1 款農業集落排水費、1 項 1 目、農業集落排水総務費ですが、前年との比較では 1 万円の減額となっております。内容は、8 節の旅費が 1 万円減額して 4 万 4,000 円となっております。

次に、2 項 1 目の農業集落排水維持費ですが、788 万 5,000 円の増額となっております。内容としましては、10 ページの 12 節の委託料の水質検査費が 38 万 5,000 円の増額、機能強化設計委託が 160 万円の増額、機能強化計画作成委託の 450 万円の減額で、合計 251 万 5,000 円減額しています。14 節の工事請負費の機能強化工事 1,040 万円の計上によるものです。

これらの増減は、前年度の実績見込額および令和 2 年度に作成した機能強化計画書に基づき機能強化工事を行うものです。

次に、2 款 1 項、公債費は、起債償還計画に基づいた年度別の公債費の元金と利子の合計で 2,774 万 2,000 円を計上しています。

これに対する歳入ですが、6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目の農業集落排水事業費補助金ですが、この補助金については、歳出の機能強化工事に係る国からの補助金 600 万円を見込んで計上しています。

次に、3 款 1 項 1 目の農業集落排水使用料については、令和 2 年度の実績を見込んで 642 万円を計上しました。前年度比では 16 万 8,000 円の増となっています。

次に、7 ページの 4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金ですが、3,743 万 8,000 円で、前年度より 385 万 7,000 円の増となっています。

以上で、議案第 94 号の補足説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第 96 号、令和 3 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 60 ページとなります。予算書の方は、若草色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置および管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ 2 億 8,264 万 5,000 円とするものでございます。

これは、対前年度比としては、金額にして 659 万 2,000 円、率にして 2.28 パーセントの減額の予算となっております。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般理管理費で 61 万 5,000 円の増額となっていますのは、報酬、職員手当、役務費の増額が主な要因となっております。

1 節報酬、3 節職員手当では、会計年度職員 3 名分を計上していきまして、合わせて 27 万 3,000 円の増額となっております。

11 節役務費については、その他役務費の手数料が増額となっております。

一般管理費では、10 節需要費の電気料 415 万 4,000 円が大きなものとなっております。

1 款 1 項 2 目、財産管理費で 118 万 5,000 円の増額となっていますのは、光ネットワーク運用保守委託料、使用料および賃借料を増額したことによるものです。

11 節役務費では、伝送路の保守料 2,414 万円 8,000 円が主なものでございまして、内訳は、光ネットワーク保守 2,400 万円、電気保安管理 14 万円 8,000 円となっております。

12 節委託料では、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料 2,720 万 3,000 円が主なものでございまして、その内容は、通信設備運用費、放送設備運用費および線路監視費等となっておりまして、設備点検個所の追加等により増額となっております。

13 節使用料及び賃借料は、四国電力および NTT 等の電柱共架料および土地使用料で、前年度の実績による増額となっております。

2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業は 5 万円の増額となっています。これは、12 節委託料のうち放送サービス委託料の増額によるものです。

10 ページ、2 款 1 項 2 目、通信サービス提供事業では 151 万 3,000 円の減額です。これは、本年度実施しました中継回線の増速化に伴う初期費用に係る委託料の減額によるものです。

13 節使用料及び賃借料の内訳は、番組配信回線利用料となっております。

3 款 1 項、公債費は 692 万 9,000 円の減額となっております。これは、情報基盤整備事業の償還金の減額によるものでございます。

1 目の元金では 590 万 4,000 円の減、2 目の利子では 102 万 5,000 円の減額となっています。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、前年度と同額の 100 万円となっております。

次に、歳入について説明をさせていただきます。お戻りいただきまして、6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 410 万 1,000 円増となっています。これは、放送加入者が令和 2 年度より 36 件増の 2,409 件、インターネット加入者が令和 2 年度より 71 件増の 1,620 件をそれぞれ見込んだものが主な要因となっております。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 11 万 1,000 円の増額となっております。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 307 万 2,000 円の減額、1 億 6,274 万 8,000 円となっております。これは、光ネットワーク使用料の増収を見込んだことと、歳出の公債費の減額が主な要因となっております。

2 款 2 項 1 目、財政支援事業基金繰入金は 773 万 2,000 円減額となっております。これは基金による繰入が終了したことによるものでございます。

3 款 1 項 1 目、雑入、4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、昨年と同額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

私の方からは、議案書 62 ページ、議案第 98 号、町道の路線認定について補足説明をさせていただきます。参考資料は 100 ページになります。

まず、議案書でご説明を致します。

道路の種類、町道、整理番号は 10333、路線名は下田の口線でございます。

起点は黒潮町下田の口字五反田、終点は黒潮町下田の口字松ケ谷でございます。なお、重要な経過地はございません。

延長は 647 メーターでございます。

参考資料 100 ページをお開きください。

この路線は、県道中村下田ノ口線が下田の口地区の西側、黄色部分に新たなバイパスを供用したことにより、下田の口地区内の現県道を高知県から町へ移管するものです。

新たなバイパスは平成 30 年 3 月に供用開始されておりましたが、移管する地区内の県道についてアスファルト舗装および両側排水路の修繕工事を高知県で行っていただいておりますので、この時期の町道認定となりました。

町道の路線認定につきまして道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、議案第 108 号、黒潮町建設計画の変更について補足説明をさせていただきます。議案書は 72 ページとなります。黒潮町建設計画は別紙となっております。

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 1 項に基づき作成しております黒潮町建設計画は、当初、計画期間を平成 18 年 4 月からの 10 年間とし、合併特例事業債を活用し防災対策事業などに組み込んでまいりましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災を受け、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が制定され、10 カ年度が合併特例事業債を起こすことができる期限とされていたところ、その期限が 5 カ年度分延長され 15 カ年度とされたため、黒潮町建設計画の計画期間を 5 年間延長し令和 3 年 3 月末までとしておりました。

国は今回、合併の成果は見られるものの地域ごとの進捗（しんちよく）状況に差異が見られること、さらに地方分権の一層の推進等の要請に応えるために、再度、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律によりまして、合併特例事業債を起こすことができる期限を 15 カ年度から、さらに 5 カ年度分延長し 20 カ年度と致しました。

この期限の延長に伴い、黒潮町建設計画につきまして計画期間を 5 年間延長し、令和 7 年度までと変更を行うものでございます。

計画の中の変更箇所および内容につきましては、参考資料の 101 ページからの新旧対照表に記述をしてございます。下線のある部分が変更となっている箇所でございます。

これまでの計画期間を経過してきた中での事業名の変更や文言修正、また、主要施策の事業追加等の変更となっております。内容等のご確認をお願い致します。

以上で、議案第 108 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは教育委員会の方からは、議案第 78 号、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 41 ページでございます。参考資料の方は、99 ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、当該条例の改正理由は、令和 2 年 3 月 31 日付で廃校としました旧伊田小学校の校舎などについて、

あったかふれあいセンター白田川の開設に向けて、財産処分を行う必要があることから、文部科学省通達に基づき、転用の財産処分手続きを行ってきました。

このたび、令和2年10月5日付で黒潮町長から文部科学大臣あてに財産処分報告書を提出したことによりましてその手続きが完了し、令和3年度からあったかふれあいセンター白田川が開設されることから、学校施設であった旧伊田小学校体育館を社会教育施設の黒潮町立伊田ふれあいセンターとして広く町民の皆さんにご利用いただくために、条例の一部を改正するものです。

条例の改正について、新旧対照表で説明を致します。参考資料の99ページをお開きください。

改正の個所を、アンダーラインを引いている所ということになります。

最初に、第2条から説明を致します。

第2条の表には、既に設置している3施設に黒潮町立伊田ふれあいセンターを追加するものです。

次に、第3条第1項のただし書きの町長から管理者に改めるのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理および廃止は教育委員会の権限となるため、改正をするものでございます。

以上、議案第78号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第87号、令和3年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について補足説明を致します。議案書は51ページでございます。予算書はこの水色のものになります。ご用意ください。

予算書の1ページをお開きください。

今回の予算は、歳入歳出とも、総額1,632万2,000円としています。

事項別明細書に基づき、ご説明をさせていただきます。予算書の8ページの歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目20節、奨学金の貸付金は総額で1,512万円を計上しております。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者が7人、168万円、大学通学者が19人、684万円、令和3年度から新規に貸し付ける者のうち、高等学校通学者を5人、120万円、短期大学および大学通学者を15人、540万円。合計43人、1,512万円を計上致しております。

続いて、歳入についてご説明を致します。予算書は6ページをお開きください。

3款1項1目1節、貸付金戻入現年分は1,546万円、滞納繰越分を80万円と見込み、合計で1,626万円を見込んでいます。

令和3年度も、貸付額に対して貸付金戻入額が上回ると見込んでおりますので、115万7,000円の基金の積み立てを予定をしております。

続きまして、議案第102号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。議案書は66ページをお願い致します。

この指定管理は、黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例第4条、および黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館および黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者を地方自治法第244条の26項の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、主な内容について説明をさせていただきます。

指定管理候補者の所在地は、幡多郡黒潮町入野6931番地3、その名称は特定非営利活動法人NPO あかつき、理事長、武政登でございます。

指定管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定に当たりましては、黒潮町公の施設に関わる指定管理者の指定手続きに関する条例第3条に基づき、公募による指定管理の候補の選定を行い、同条例第6条、公の施設に関わる指定管理者選定委員会に諮っ

て慎重に審議致しました。

指定管理の選定理由としましては、特定非営利活動法人 NP0 あかつきは、平成 25 年 2 月 12 日に黒潮町内で設立された団体で、平成 25 年度から 3 年間と平成 28 年度から 5 年間の合計 8 年間、大方あかつき館、大方図書館、佐賀図書館の指定管理者として、安定した施設運営がされています。

職員には、図書館司書などの専門資格者もあり、効率的な、効果的な運営をされているとともに、工夫を凝らして企画展を開催するなど、来館者は年々増加をしています。

また、上林暁文学の顕彰と功績を広める活動にも積極的に取り組んでおり、当施設の効果を最大限に発揮すると判断することから、同団体を引き続き指定管理者として適当であると考えております。

以上により、指定管理者候補に特定非営利活動法人 NP0 あかつきを選定しましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは、議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 81 号、議案第 89 号、議案第 90 号の、5 議案の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 73 号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は 8 ページからになります。

改正理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和 3 年 2 月 3 日に公布され、令和 3 年 2 月 13 日から施行されたことに伴い新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことにより、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 6 ページをお開きください。

下線部分が改正箇所となります。

附則第 18 項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を規定しております。新型コロナウイルス感染症について、(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を言う。次において同じ）と、新型コロナウイルス感染症の定義とするものです。

議案書の 9 ページをお開きください。

附則では、公布の日から施行としています。

以上で、議案第 73 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 74 号の黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は 10 ページからになります。

改正理由は、議案第 73 号と同様に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和 3 年 2 月 3 日に公布され、令和 3 年 2 月 13 日から施行されたことに伴い新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことにより、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 7 ページをお開きください。

下線部分が改正箇所となります。

第 5 条の 2 第 1 項は、新型コロナウイルス感染症に感染した給与等を受ける被保険者等に係る傷病手当金を規定しており、新型コロナウイルス感染症について、(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイ

ルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を言う。以下同じ）と、新型コロナウイルス感染症の定義とするものです。

議案書の11ページをお開きください。

附則では、公布の日から施行としています。

以上で、議案第74号の補足説明を終わります。

次に、議案第81号、令和2年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は45ページからになります。予算書は、黄色の表紙の予算書となります。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ1,763万1,000円を増額し、総額をそれぞれ18億7,700万8,000円とするものです。

補正の主な理由は、国民健康保険税や県からの特別交付金が増額見込みとなり、保険基盤安定負担金や財政安定化支援事業繰入額が確定したことに伴い、基金積立金や繰出金を増額するものです。

詳細につきまして、まず、歳出からご説明させていただきます。11ページの歳出事項別明細書をお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目、一般被保険者医療給付費分は、補正額の財源内訳を組み替えるものです。

5款保健事業費、1項1目、保健衛生普及費の7節報償費から10節需用費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、食生活改善推進員の研修会や調理実習などの減少や中止により、7節報償費で12万円、8節旅費で18万2,000円、10節需用費で17万2,000円を、それぞれ減額調整するものです。

2項特定健康診査等事業費、1項1節、報酬の会計年度職員報酬費を11万7,000円の減額、および7節報償費の健診業務の13万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から健診スケジュールを変更したため、開催回数が減少したことによるものです。

12ページの12節委託料は、若者健診の受診者が見込みより少なかったことにより、33万円を減額調整するものです。

6款基金積立金、1項1目、財政調整基金積立金の24節積立金の財政調整基金1,700万円の増額は、令和元年度決算に伴う翌年度繰越金5,302万2,668円と利子117円のうち、9月補正での収支調整により積み立てができていなかった金額1,700万円を財政調整基金へ積み立てるものです。

8款諸支出金の2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金の国民健康保険直診会計繰出金の168万4,000円の増額は、特別調整交付金の交付申請額468万4,000円に調整するものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書は8ページにお戻りください。

1款国民健康保険税、1項1目、一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分の506万1,000円の増額、2節後期高齢者支援金分現年課税分の223万7,000円の増額、3節介護納付金分現年課税分の161万円の減額は、それぞれ決算見込み額として1月調定額の96パーセントを見込み調整するものです。

4節医療給付費分滞納繰越分の135万円の増額、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の73万円、6節介護納付金分滞納繰越分の48万円の増額、2目退職被保険者等国民健康保険税の4節医療給付費分滞納繰越分の22万2,000円の増額、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の8万8,000円の増額、6節介護納付金分滞納繰越分の9万4,000円の増額は、それぞれ決算見込み額として12月末の収納額で見込み調整するもの

です。

9 ページ、4 款県支出金の 1 項 1 目、保険給付費等交付金の 2 節特別交付金の 432 万 4,000 円は、保険者努力支援制度分の 300 万円の増額、国特別調整交付金の 131 万 6,000 円の減額、県 2 号繰入金分の 226 万円の増額、特定健康診査等負担金分の 38 万円の増額を、それぞれ調整するものです。

6 款繰入金の 1 項 1 目、一般会計繰入金の 1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）の 226 万 4,000 円の増額は、交付決定額に合わせて調整するものです。

10 ページ。

8 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の 125 万 7,000 円の増額は、交付決定額に合わせて調整するものです。

5 節財政安定化支援事業繰入金の 113 万 4,000 円の増額は、総務省の繰入基準額に調整するものです。

以上で、議案第 81 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 89 号の令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 53 ページからになります。表紙が黄色の予算書となります。

1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 17 億 8,079 万 5,000 円とするもので、6 ページ、7 ページの総括表のとおり、前年度と比較して総額で 3,544 万 4,000 円の減額になっております。前年比で約 2 パーセントの減額となっております。

減額の主な要因は、被保険者の減少などによる税収減と繰越金の減額によるものです。

1 ページにお戻りください。

第 2 条では、一時借入金の最高額を 1 億 3,000 万円と定めるものです。

第 3 条では、歳出予算の流用について定めるものです。

それでは、歳入歳出から主なものを説明させていただきます。詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明をさせていただきます。

14 ページをお開きください。

1 款総務費の 4,990 万 3,000 円で、前年度とほぼ同額を計上しております。

15 ページの 1 項 1 目、一般管理費 12 節委託料は、主に令和 3 年度税制改正対応システム改修委託 275 万円や、国保連合会へレセプト点検や資格給付管理業務を委託するもので、610 万 1,000 円を計上しております。

16 ページの下段の 2 款保険給付費は 12 億 9,378 万 7,000 円を計上し、前年度比で 229 万 8,000 円の減額となっています。

このうち、1 項療養諸費は 11 億 837 万 9,000 円を計上し、前年度比で 180 万 1,000 円の減額となっていますが、1 目一般被保険者療養給付費は、前年度と同額の 11 億円を計上しております。

17 ページの 2 目退職被保険者等療養給付費から、4 目退職被保険者等療養費は、被保険者の減少、および医療費が減少傾向にあるため、それぞれ減額しています。

5 目審査支払手数料の 337 万 7,000 円は、5 万 400 件を見込んでいます。

2 項高額療養費は 1 億 8,020 万 2,000 円を計上し、前年度比で 49 万 9,000 円の減額としています。被保険者数や医療費は減少傾向にありますが、70 歳以上の被保険者が増加する見込みのため、ほぼ同額としています。

18 ページ、中段の 2 款 4 目、出産育児一時金の 420 万 3,000 円は、前年度と同額の 10 件分を計上して

おります。

19 ページ、上段の 3 款国民健康保険事業費納付金の 4 億 452 万 4,000 円は高知県への納付金で、対前年度比で 3,253 万 8,000 円の減額となっています。県が納付金を算定するに当たり、納付金の急激な増減を避けるため、県平均の一人当たりの納付金を令和 2 年度並みにしたことによるものです。

1 項医療給付費分の 2 億 8,794 万 5,000 円は、前年度比で 2,510 万 4,000 円の減額となっています。

2 項後期高齢者支援金等分の 8,468 万 3,000 円は、前年度比で 749 万 6,000 円の減額となっています。

3 項介護納付金分の 3,189 万 6,000 円は、前年度比で 6 万 2,000 円の増額となっています。

20 ページ、上段の 5 款保健事業費は、2,049 万 7,000 円を計上しています。

1 項 1 目、保健衛生普及費の 211 万 8,000 円は、前年度比で 105 万 9,000 円の減額となっており、保健事業の整理、医療費適正化対策の事業経費等を計上したことによるものです。

2 項 1 目、特定健康診査等事業費の 1,837 万 9,000 円は、前年度比で 165 万 7,000 円の増額となっています。

主な理由と致しましては、保健事業に対する交付金の上限額が増加したことにより、12 節の委託料、国保ヘルスアップ事業委託を増額したことによるものです。

22 ページ、中段の 8 款諸支出金は 708 万 1,000 円で、前年度比で 123 万 4,000 円の減額としています。主な理由は、23 ページの、6 節その他償還金の減額によるものです。

令和元年度納付金の退職被保険者分の精算により、必要となる額 97 万 8,000 円を計上し、前年度比で 212 万 6,000 円の減額となりました。

2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金の 400 万円は国民健康保険直診会計への繰出金で、前年比で 100 万円の増額となっています。

9 款予備費については、前年度と同額の 500 万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。8 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目、令和元年度と令和 2 年 11 月末時点の調定額を比較調整し、2 億 4,244 万 5,000 円を計上しております。

3 款国庫補助金は枠取り予算で、前年比で 353 万 5,000 円の減額としています。

10 ページの 4 款県支出金の 13 億 2,619 万 9,000 円は、前年比で 128 万 7,000 円の減額となっております。

1 節普通交付金が歳出の 2 款保険給付費の減額に伴い減額となる 2 節特別交付金が、歳出の 8 款 2 項、繰出金の増額に伴い増額となったことによるものです。

11 ページの 6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 1 億 7,462 万 5,000 円で、前年比で 218 万 7,000 円の減額を計上しております。

6 節その他一般会計繰入金その他繰入金は、地方単独事業による医療費の減額調整分 700 万円を計上し、前年度比で 300 万円の減額としました。

12 ページの 2 項 1 目、財政調整基金繰入金の 3,737 万 5,000 円は、財源調整のため令和 2 年度に積立予定としている基金を取り崩し、基金繰入金とするものです。

7 款繰越金は枠取り予算として、前年度比で 1,699 万 9,000 円の減額としています。

以上で、議案第 89 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 90 号の令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 54 ページからになります。表紙が水色の予算書となります。

1 ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億1,584万8,000円とするもので、4ページ、5ページの総括表のとおり、前年度と比較して総額で301万6,000円の増額となっており、前年度比で約1.4パーセントの増となっております。

増額の主な要因は、歳入の、1款後期高齢者医療保険料、および3款1項、一般会計繰入金と、歳出の1款1項、総務管理費、および2款1項、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものです。

1 ページへお戻りください。

第2条では、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明させていただきます。10ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費は1,111万7,000円を計上しています。対前年度比で119万9,000円の増額となっています。

これは、平成29年度から取り組んでいる高齢者の低栄養防止と重症化予防を推進するための、医療費適正化等推進事業における報償費や委託料、ならびに後期高齢者健康診査負担金の増額によるものです。

11 ページをご覧ください。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は2億348万1,000円を計上しています。これは、18節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金が広域連合からの通知により、前年度と比較して181万7,000円の増額となったものです。

3款諸支出金、4款予備費は、前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明致します。6ページにお戻りください。

1款後期高齢者医療保険料は1億3,067万2,000円で、対前年度比で118万円の増額となっています。この保険料は、後期高齢者医療広域連合より通知のあった保険料納付金に相当するように調整した額となっております。

7 ページをご覧ください。

3款1項1目、事務費繰入金の982万9,000円は、主に担当職員の人件費で、対前年度比で50万2,000円の増額となっています。

2目保険基盤安定繰入金の6,830万9,000円は、広域連合からの通知額を計上しています。対前年度比で63万7,000円の増額となっています。

4款1項1目、繰越金の450万円は、令和2年度の歳入となる保険料、普通徴収分で、例年3月から5月に入金される普通徴収保険料は、翌年度に広域連合へ納付することになるため、その額を見込んでいます。

5款諸収入の251万6,000円は、対前年度比で69万7,000円の増額としています。

増額の主な理由は、9ページ、5項5目、雑入の高齢者の低栄養防止と重症化予防を推進するための医療費適正化等推進事業における高齢者保健事業補助金の増額によるものです。

以上で、議案第90号の補足説明を終わります。議案第73号、議案74号、議案第81号、議案第89号とともにご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

説明の途中になりますが、この際、14時45分まで休憩します。

休 憩 14時 29分

再 開 14 時 45 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 79 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について、補足説明を致します。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 11 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 4 億 4,097 万円を減額し、総額をそれぞれ 126 億 2,344 万 8,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加および変更を行い、第 3 条では地方債の補正により限度額の変更を行っております。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや決算見込みによる減額補正が主なものとなっておりますが、一部において国の補正予算によりを追加をし、来年度へ繰り越す補正となっております。

また、人件費につきましても、それぞれの目において調整をしております。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書から説明を致します。29 ページをお開きください。

主だった事業のみを説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

下段の 2 款総務費につきましては 1 億 6,684 万 8,000 円を減額するものでございます。

内容につきましては、32 ページの下段、1 項 5 目、財政管理費 2 億 333 万 4,000 円の減額につきましては、33 ページのふるさと納税基金の積立金を、寄付金総額の充当調整によりまして 1 億 9,987 万 9,000 円減額したことによるものでございます。

6 目企画費 6,681 万 7,000 円の減額の主なものにつきましては、1 節報酬の地域おこし協力隊員の雇用による 1,111 万 3,000 円の減額や、35 ページになります、18 節の負担金補助および交付金の黒潮町鉄道施設安全対策事業費負担金（車両購入）1,028 万 3,000 円の減など、公共交通関連経費の減額などによるものでございます。

次に、38 ページ、12 目国土調査費 1,731 万 2,000 円の減額につきましては、39 ページ、12 節委託料の地籍調査業務委託 1,601 万円の減額など、国の予算配分により縮小となったことによるものでございます。

次に、14 目ふるさと納税 3,334 万 9,000 円の追加につきましては、年末のふるさと納税寄付金が見込み以上に伸びたことにより、10 億円から 11 億円に上方修正したことによりまして、7 節報償費のふるさと納税寄附金謝礼 1,400 万円、40 ページの 11 節役務費の返礼品配送手数料 458 万 3,000 円や、ふるさと納税寄附金受領業務代行手数料 1,242 万 1,000 円などの増によるものでございます。

15 目新型コロナウイルス感染症対策費 1 億 2,390 万円の追加につきましては、国の 3 次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業を、新設しましたこの目に集約することによりまして支出増減に柔軟に対応することが可能となるため、配分されました交付金を余すことなく全額活用することができることとなります。

3 年度の当初予算と重複する事業もございますが、無駄のない交付金活用のためでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

内容につきましては、災害時の避難場所の確保のための体育館などの整備に加えまして、小中学校の特別教室の空調設備の改善工事、また、指定管理者制度による公共施設のコロナ感染対策経費を計上すると

ともに、18 節負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症経済支援給付事業費補助金 3,027 万円の追加をしております。

これは、令和 2 年度と元年の売り上げを比較しまして、持続化給付金などの各種支援金を加えてもなお収入が減っている事業者に対しまして、収入差額の 20 パーセントを支援するもので、上限は、法人 200 万円、個人 100 万円、下限は、10 万円からしております。

また、24 節積立金の新型コロナウイルス感染症緊急対策基金 1,600 万円の追加につきましては、融資制度をご利用していただいた際の利子補給の将来分につきましては、積み立てを行うものでございます。

45 ページまで飛びまして、3 款民生費は 8,454 万 3,000 円を減額するものでございます。

1 項 1 目、社会福祉総務費は、46 ページの定額給付金の精算による減額が主なものとなっております。

27 節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金 465 万 5,000 円が、保険基盤安定繰出金によりまして増額となっております。

49 ページ。

2 項老人福祉費は 3,683 万 7,000 円の減となっております。

50 ページ。

3 項児童福祉費の 2,769 万 4,000 円の減につきましても、人件費および特別会計への繰出金を含め、各事業の決算見込みによる減額が主なものとなっております。

次に、54 ページの 4 款衛生費は 4,980 万 1,000 円減額するものでございます。

減額の主なものは、55 ページ、1 項 7 目、診療所費が 3,086 万 9,000 円の減額となっております、医師の給与等につきまして調整を致しまして、27 節繰出金において国民健康保険直診会計への繰出金の減を行っております。

次に、56 ページ。

5 款労働費は 48 万 4,000 円減額とするもので、実習生交流イベント委託などの決算見込みによるものでございます。

次に、6 款農林水産業費につきましては、7,307 万 9,000 円減額するものでございます。

減額の主な内容につきましては、1 項 3 目、農業振興費の、58 ページの 18 節負担金補助及び交付金の下段、園芸用ハウス整備事業費補助金 1,192 万 2,000 円の減など、各種補助金の精算によるものでございます。

また、60 ページ、2 項 2 目、林業振興費、18 節負担金補助及び交付金の造林事業補助金 450 万円の減など、各種補助金の精算によるものとなっております。

61 ページ。

3 項 2 目、水産業振興費で 1,223 万円の減となっており、これも、18 節負担金補助および交付金の種子島周辺対策事業補助金 753 万円など、各種補助金の精算によるものでございます。

次に、7 款商工費は 5,410 万 3,000 円を減額するものでございます。

62 ページの 2 目商工振興費、12 節委託料の新型コロナウイルス感染症経済対策商工会事務委託 3,300 万円の減につきましては、黒潮町持続化給付金などの町内事業者への支援給付額の減に伴うものでございます。

63 ページ。

3 目観光費、12 節委託料のスポーツツーリズム誘客促進事業委託 1,411 万 9,000 円の追加につきましては、新型コロナ対策事業として宿泊料の助成などを追加し、繰り越して来年度対応するものでございます。

64 ページ、下段となります。

8 款土木費は 3,794 万 2,000 円追加するものでございます。

主な内容は、65 ページ、2 項 2 目の道路新設改良費下段の 12 節委託料の道路等測量設計委託 1,000 万円の追加、および 66 ページ、14 節工事請負費の社会資本整備事業工事は 7,200 万円の追加となっております。

これは、国の補正予算による国庫補助金の配分の増によるものでございます。

67 ページ下段、9 款消防費は 1,394 万円減額するものでございます。

68 ページ。

1 項消防費の 2 目非常備消防費ほか各目につきまして、それぞれの事業による決算見込みによるものとなっております。

次に、69 ページ。

10 款教育費は 1,481 万 3,000 円減額するものでございます。

1 項教育総務費から、70 ページ、2 項の小学校費、続きまして 3 項の中学校費、4 項の社会教育費、そして 73 ページの 5 項保健体育費、そして 75 ページ 6 項幼稚園費まで、内容としましては人件費、および管理費、事業費等の精算により調整をしております。

次に、11 款災害復旧費は 1,098 万 3,000 円減額するものでございます。入札減など、実績見込みによる精算と、不用額の調整を行っております。

76 ページ。

12 款公債費、1 項 2 目、利子 540 万円の減額につきましては、前年度からの明許繰越事業の借入入れを、当初は早い時期に想定をしておりましたが、借入入れが遅い時期となり、その分利子が不用となりまして減額をするものでございます。

続いて、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。15 ページにお戻りをください。

歳入につきましても、決算見込みおよび各事業の増減に合わせて調整をしているところでございます。

主なものについて説明を致します。

1 款の町税が決算見込みによりまして 740 万 6,000 円の減額となっております。

主なものは、1 款町民税が、納税義務者の減少などにより 735 万 5,000 円の減となっております。

2 款地方譲与税から、17 ページの 12 款交通安全対策特別交付金につきましては、国、県の実績、および決算見込みによるものでございます。

18 ページ。

13 款分担金及び負担金の 764 万 8,000 円の減額につきましては、がけくずれ住家防災対策 470 万 5,000 円の減など、説明欄にあります歳出の各事業に伴う分担金の調整となっております。

19 ページ。

14 款使用料及び手数料の 116 万 1,000 円の減額につきましては、説明欄にあります各施設の減免などによる減となっております。

15 款国庫支出金の 4,652 万 4,000 円の追加につきましては、20 ページ、1 目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,666 万 6,000 円、および、下段の 6 目土木費国庫補助金の道路事業交付金 5,000 万 2,000 円の追加によるものでございます。

16 款県支出金 7,523 万 2,000 円の減額につきましても、21 ページから 23 ページまでの説明欄にあるように、歳出の各事業に伴う県支出金の調整となっております。

次に、24 ページ。

18 款寄付金の 9,867 万 1,000 円の追加につきましては、ふるさと納税寄附金の 1 億円の見込み増によるものでございます。

次に、25 ページ。

19 款繰入金 2 億 8,733 万 8,000 円の減額につきましては、財政調整基金および減債基金により収支の調整を行っておりまして、ふるさと納税基金繰入金 1 億 5,946 万 2,000 円の減額は、積み立てと事業への充当調整によるものでございます。

21 款諸収入 1,555 万円の減額につきましては、26 ページ、5 項 2 目、雑入、7 節商工費雑入のプレミアム付商品券 1,524 万 8,000 円の減が主なものとなっております。

22 款町債は 1 億 8,173 万 9,000 円の減額とするものでございます。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますのでご確認をください。

歳入の説明は、以上でございますが、続きまして、9 ページから 10 ページにかけましての第 2 表繰越明許費補正をご覧ください。

まず、今回新たに追加する事業につきまして、主なものについて説明を致します。

2 款総務費、1 項総務管理費の定住促進住宅整備事業 1 億 3,276 万円につきましては、監理委託とともに 15 件を繰り越すものでございます。

2 款総務費には、体育館屋根改修事業 3,689 万円、小中学校空調整備設置事業 2,678 万 3,000 円や、新型コロナウイルス感染症経済支援給付事業 3,027 万円など、コロナ臨時交付金の対象事業を繰り越すこととしております。

10 ページの 8 款土木費、5 項都市計画費の都市防災総合推進事業 1 億 303 万円につきましては、耐震性貯水槽の設置工事について、また、6 項住宅費の公営住宅整備事業 2 億 2,198 万 2,000 円につきましては、監理委託とともに、主に電気機械設備工事、および外構工事を繰り越すものでございます。

9 款消防費、1 項木造住宅耐震事業 1 億 6,935 万 3,000 円につきましては、耐震が 150 件、設計が 169 件、改修が 92 件分、ブロック塀が 32 件分を繰り越すこととしております。

11 款災害復旧事業は、入札不調などの影響により繰り越すものでございます。

変更する事業の、8 款土木費、2 項道路橋梁費の道路新設改良事業につきましては、国の補正予算の配分と地元調整に時間を要したことによりまして 2 億 1,825 万 3,000 円とするものでございます。

合計で、41 件、総額 13 億 9,490 万 2,000 円を明許繰越と致しました。

次に、11 ページ、第 3 表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整致しまして、補正前の限度額 10 億 7,833 万 5,000 円を、補正後は 8 億 9,659 万 6,000 円とするもので、その他起債の方法、利率には変更はありません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 26 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案 79 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 85 号、令和 3 年度黒潮町一般会計予算につきまして補足説明を致します。

本予算の概要等につきましては町長の方が述べましたので、私の方からはこの予算書に基づきまして、主だったものについて説明をさせていただきます。

それでは、予算書の 1 ページをご覧ください。

令和 3 年度の当初予算につきましては、第 1 条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 109 億 3,000 万円と定めております。

前年度当初予算と比較しまして0.9パーセント、金額にしまして1億円の増となっております。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を、第4条では一時借入金の最高額を15億円と定めております。

そして、第5条では歳出予算の流用を定めております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。47ページをお開きください。

まず、1款議会費は7,425万4,000円で、前年度比、額で167万4,000円、率で2.3パーセントの増となっております、ほぼ昨年同様となっております。

48ページ下段の2款総務費では25億3,819万4,000円で、前年度比、額で1億9,485万6,000円、率で7.1パーセントの減となっております。

まず、53ページ。

3目の財産管理費は7,447万円の増となっております。

この増の要因は、集会所の関連経費が主なものとなっております、55ページの14節工事請負費の集会施設耐震改修工事1,827万5,000円につきましては、下馬荷の集落センター、大井川、大屋敷、伴太郎、仲分川、米原集会所の耐震改修工事となっております。

下段の集会所新築工事2,689万3,000円につきましては、佐賀橋川集会所の新築工事でございます。

次に、56ページ。

5目財政管理費は3億392万1,000円の減となっております。これは、57ページのふるさと納税基金の充当調整による減額によるものでございます。

次に、6目企画費は9,331万2,000円の減となっております。

58ページ。

12節委託料には、昨年同様の公設塾運営委託649万7,000円など、女子サッカー指導等の大方高校支援経費を計上しております。

また、59ページ、14節工事請負費の定住促進住宅整備工事8,700万円につきましては、15件から10件に縮小を致しまして、設計監理費とともに維持管理費を含む定住促進住宅事業を計上しております。

少し飛びまして、64ページをご覧ください。

11目情報化推進費は2,500万5,000円の減となっております。

主なものを申し上げますと、66ページ、13節の使用料及び賃借料のシステム・ソフトウェア使用料1億298万1,000円、67ページの27節繰出金の情報センター事業特別会計繰出金1億6,274万8,000円を、昨年同様に計上をしております。

次に、12目国土調査費は2,648万9,000円の減となっております。

今年度は、上田の口と荷稻地区1.4平方キロメートルを行うこととしております。

次に、69ページ。

14目ふるさと納税3億6,391万4,000円につきましては、7節報償費のふるさと納税寄附金謝礼1億6800万円など、寄附金7億円に対応するものでございます。

次に、70ページ。

15目新型コロナウイルス感染症対策費1億4,255万4,000円につきましては、12節の委託料のマイナンバーカードの取得に対する商品券発行による換金委託2,416万円や、黒潮町観光推進業務委託1,780万2,000円、14節工事請負費の小中学校空調設備設置工事8,400万円などの、コロナ臨時交付金の対象事業をこの目に集約をしております。

少し飛びまして、74 ページ。

4 項選挙費は 1,658 万 2,000 円の増となっており、75 ページ下段に、衆議院議員選挙の費用を計上しております。

次に、78 ページ下段をご覧ください。

3 款民生費は 23 億 3,149 万 9,000 円で、前年度比、額で 3,905 万 8,000 円、率で 1.7 パーセントの増となっております。

1 項 1 目、社会福祉総務費は 3 億 5,790 万 2,000 円で、ほぼ昨年と同様の内容となっております。

主な事業は、80 ページ、12 節委託料のあったかふれあいセンター事業委託 7,190 万円は、新たに開設しました白田川地区を含め、6 カ所分を計上しております。

そして、81 ページ、18 節負担金補助及び交付金の黒潮町社会福祉協議会への補助金 4,871 万 3,000 円や、27 節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金 1 億 7,462 万 5,000 円などを計上しております。

続きまして、少し飛びまして 89 ページです。

2 項老人福祉費につきましても、ほぼ昨年同様となっております。

そして、次に 93 ページ。

3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は、94 ページの 18 節負担金補助及び交付金の在宅子育て応援事業補助金 1,925 万円が主なものでございまして、保育施設等を利用せずに在宅で子育てを希望する保護者を支援するために、第 1 子および第 2 子は月額 2 万円、第 3 子以降は 3 万円を補助するもので、引き続き計上をしております。

続きまして、100 ページとなります。

4 款衛生費は 6 億 9,036 万 7,000 円で、前年度比、額で 9,633 万 6,000 円、率で 16.2 パーセントの増となっております。

103 ページ。

3 目予防費は 7,200 万 1,000 円の増となっております。コロナワクチン接種に係る会計年度職員報酬 1,662 万 9,000 円や、104 ページの委託費 3,200 万円などによるものでございます。

107 ページの 6 目環境衛生費につきましては 1,527 万 5,000 円の減となっております。これは、水道未普及地域解消工事の終了などによるもので、109 ページ下段の 18 節負担金補助及び交付金に合併浄化槽設置整備事業補助金 1,091 万 8,000 円など、昨年同様に計上をしております。

次に、110 ページ。

7 目診療所費は 383 万 3,000 円の増となっており、拳ノ川歯科診療所および佐賀診療所には、昨年同様、医師の派遣費用に対しまして支援を行うための補助金を引き続き計上をしております。

次に、112 ページ。

2 項清掃費の 3 目し尿処理費は 2,824 万円の増となっております。これは、修繕料 5,651 万円の増によるものでございます。

続きまして、113 ページ。

5 款労働費は 2,220 万 7,000 円で、前年度比、額で 2,464 万 1,000 円、率で 52.6 パーセントの減となっております。

内容につきましては、1 節報酬の繁忙部門随時雇用等 1,035 万 2,000 円など、急きよの退職者や、機構の見直しなどに対応するため計上をしております。

114 ページ。

6 款農林水産業費は6 億4,996 万7,000 円で、前年度比、額で2,349 万4,000 円、率で3.5 パーセントの減となっております。

まず、116 ページ下段、1 項3 目、農業振興費は2,416 万9,000 円の増となっております。主なものを申し上げますと、118 ページ、18 節負担金補助及び交付金に2 億2,304 万9,000 円計上致しました。

燃料タンク対策事業費補助金1,625 万8,000 円、119 ページになりまして、ニラ集出荷施設整備事業費補助金630 万円、園芸用ハウス整備事業費補助金は8,710 万円、中山間地域等直接支払交付金5,088 万円、そして、担い手支援事業費補助金として87 万5,000 円、農業次世代人材投資資金経営開始型1,912 万5,000 円など、計上しているところでございます。

次に、122 ページ。

2 項林業費、2 目林業振興費は2,636 万7,000 円の減となっております。

事業の主なものとして、7 節報償費の有害鳥獣捕獲報奨金1,343 万6,000 円は、イノシシの1,000 頭をはじめ、サル、ハクビシンなど、捕獲分を計上しております。

また、123 ページ、12 節委託料には、松くい虫の対策としまして森林病虫害防除委託の樹幹注入508 万4,000 円などを引き続き実施するとともに、124 ページの新たな森林管理システム調査委託621 万5,000 円を計上をしております。

次に、127 ページ。

3 項水産業費の2 目水産業振興費は1,781 万3,000 円の減となっております。

主な事業を節で説明致しますと、128 ページからご覧ください。

12 節委託料の佐賀地区漁業集落環境整備測量設計委託800 万円、14 節工事請負費の投石漁礁設置工事1,050 万円、田野浦地区漁業集落環境整備工事616 万円、18 節負担金補助及び交付金のうち種子島周辺対策事業補助金1,074 万7,000 円は、漁船の操業効率化機器導入に補助を行うものでございます。

129 ページ。

今年度も種苗放流事業と致しまして495 万円を計上致しました。

これは、アカアマダイ1 万尾、およびナマコ500 キログラム。また、商品とならない小型のイセエビを買い取りまして、再放流を行う事業を予定しております。

水揚げ促進事業補助金900 万円は、カツオだけではなく全魚種とし、佐賀漁港活餌事業補助金1,000 万円とともに水揚げ促進を図るものとなっております。

次に、132 ページ。

7 款商工費は1 億9,665 万1,000 円で、前年度比、額で676 万2,000 円、率で3.3 パーセントの減となっております。

133 ページ。

1 項2 目、商工振興費は1,154 万2,000 円の増となっております。

134 ページの14 節工事請負費の黒潮一番館LED 照明取替工事275 万円や、じいんず工房トイレ新築工事527 万9,000 円を、公共施設の長寿命化計画等によりまして計上をしております。

次に、135 ページの3 目観光費は153 万円の減となっております。

136 ページの12 節委託料の観光振興事業業務委託926 万5,000 円につきましては、町の観光イベントの大きな柱でありますT シャツアート展やシーサイドギャラリー夏などを砂浜美術館に委託するものでございます。

スポーツ活用型地域づくり事業委託1,717 万1,000 円につきましては、スポーツツーリズムの推進を図

るものでございます。

次に、黒潮町観光推進業務委託 1,064 万 9,000 円につきましては黒潮町観光ネットワークへ、また、黒潮町 DMO 推進業務委託 249 万 4,000 円につきましては NPO 砂浜美術館に委託するもので、黒潮町観光の推進体制を確立し、地域を潤す観光施策を実行するために昨年同様に計上をしております。

次に、139 ページ。

8 款土木費は 12 億 8,237 万 6,000 円で、前年度比、額で 2,051 万 9,000 円、率で 1.6 パーセントの減となっております。

1 項 1 目、土木総務費は 2,218 万 2,000 円の減となっており、14 節工事請負費の地域整備事業工事は、本年度におきましても大方地域 3,000 万円、佐賀地域 1,500 万円、計 4,500 万円とし、地域の要望に対応するものでございます。

続いて、141 ページ。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費は 1,232 万 2,000 円の増となっております。

12 節委託料の町道草刈等業者委託 2,770 万円につきましては、町道の維持管理につきまして森林組合に委託を行うものでございます。

142 ページ。

2 目道路新設改良費は 1 億 6,208 万 8,000 円の増となっておりまして、143 ページの 12 節委託料の社会資本整備事業の測量設計委託 4,100 万円、144 ページの 14 節工事請負費の社会資本整備事業工事の 3 億 2,695 万円につきましては、湊川線、大井川馬荷線、荷稻拳ノ川線、熊井トンネル補修工事などを計画しているところでございます。

高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業工事 9,170 万円につきましては、高規格道路の推進を図るため半径 500 メートル以内の地域の周辺整備事業として計上をしておりまして、普通河川大谷川付帯施設設置工事や小黒ノ川地区、拳ノ川地区の農業用水路改修工事などを計画しているところでございます。

次に、150 ページ。

6 項 2 目、住宅建設費は 269 万 6,000 円の減となっております。

12 節委託料の公営住宅整備事業委託 2,168 万円と、14 節工事請負費の町営住宅等整備工事 3 億 6,836 万 1,000 円につきましては、万行第 1、第 2 団地の建設工事費となっております。

次に、151 ページ。

9 款消防費は 9 億 7,387 万 8,000 円で、前年度比、額で 1 億 8,725 万 2,000 円、率で 23.8 パーセントの増となっております。

1 項 1 目、常備消防費は 5,105 万 2,000 円の増となっておりまして、これは、黒潮消防署の消防車の買い替えによるものでございます。

153 ページ。

3 目消防施設費は 4,486 万 6,000 円の増となっております。

事業の主なものとしまして、14 節工事請負費の防火水槽設置工事 2,588 万 7,000 円につきましては、中ノ川と下田の口地区に設置予定としております。

17 節備品購入費の消防自動車 3,119 万 1,000 円につきましては、上川口分団の消防ポンプ車の買い替えの費用となっております。

次に、154 ページ。

4 目防災費は 9,158 万 5,000 円の増となっております。

主な事業としましては、155 ページ、12 節委託料の防災まちづくりプロジェクト業務委託 518 万 2,000 円、土砂災害対策支援業務委託 407 万円、地区防災計画作成共同研究委託 423 万 5,000 円につきましては、昨年に引き続き計上をしております。

木造住宅耐震委託 518 万 6,000 円につきましては、150 件分の耐震診断士派遣事業となります。

地区緊急避難施設設計委託 991 万 1,000 円と、156 ページ、14 節工事請負費の地区緊急避難施設整備工事 6,900 万円、16 節公有財産購入費の都市防災総合推進事業用地購入費 1,348 万 5,000 円につきましては、早咲地区の消防屯所の建設費用となります。

17 節備品購入費の避難所環境整備備品 1,960 万円につきましては、発電機やポンプ、応急トイレ、プレハブ倉庫などを、各集会所などの避難所に整備する費用となっております。

18 節負担金補助及び交付金の、木造住宅耐震改修工事費補助金 2 億 2,000 万円につきましては、昨年同様の 200 戸を見込み、木造住宅耐震改修設計費補助金 6,000 万円につきましては、50 戸減の 200 戸分を計上致しました。

157 ページ。

ブロック塀対策費補助金 1,200 万につきましては、40 件分を予定をしております。

防災拠点建築物耐震事業補助金 1,265 万 7,000 円につきましては、防災拠点施設であります出口の介護療養型老人保健施設ことぶきの耐震改修を行うための補助金を計上しております。

次に、10 款教育費は 5 億 9,807 万 2,000 円で、前年度比、額で 3,212 万 4,000 円、率で 5.7 パーセントの増となっております。

まず、1 項教育総務費、2 目事務局費でございますが、3,838 万 4,000 円の増となっております。

主な事業内容につきましては、158 ページ、1 節の報酬の外国語指導助手、ALT1,354 万 1,000 円につきましては 2 名増員し、中学校には 2 人が常駐することとし、あとの 2 名が小学校の巡回を行うこととしております。

160 ページ。

12 節委託料は、5 つのルートスクールバス運行委託、および、161 ページには放課後子ども教室事業委託 1,511 万 9,000 円など、昨年同様に計上をしております。

17 節備品購入費の ICT 整備備品 305 万 5,000 円につきましては、デジタル教科書を購入するものでございます。

次に、164 ページをご覧ください。

2 項小学校費、1 目学校管理費は 96 万 8,000 円の増となっており、主なものは、施設管理に要する人件費と電気、水道、修繕費など、施設維持費を計上をしております。

次に、166 ページ。

2 目教育振興費は 1,383 万 5,000 円の減となっており、主なものは、1 節報酬の会計年度職員の学校支援員 1,571 万 5,000 円、8 名分を計上しておりまして、児童生徒の基礎学力および思考力の育成、学習意欲の向上を図るものでございます。

次に、168 ページ。

3 項中学校費、1 目学校管理費は 313 万 6,000 円の増となっております。小学校同様、施設管理費に要する施設維持経費を計上しております。

170 ページ。

2 目教育振興費は 711 万 7,000 円の増となっております。

主なものは、1 節報酬で、小学校同様に学校支援員 866 万 4,000 円を計上しております。

次に、172 ページ。

4 項社会教育費は 8,824 万 7,000 円で、昨年同様の内容、金額となっております。

主なものは、177 ページ、4 目図書館費、12 節委託料の大方あかつき館等の指定管理業務委託の 3,485 万 6,000 円を計上しております。

次に、178 ページ下段の保健体育費も 1 億 1,636 万 9,000 円で、はだしマラソン大会、アクアスロン大会なども、昨年同様の内容となっております。

181 ページ。

2 目学校給食費も 1 億 398 万円で、下段の 10 節需要費の賄材料費 3,747 万 5,000 円、そして 182 ページ、12 節委託料の学校給食センター業務一部委託 3,973 万 2,000 円なども、昨年同様に計上しております。

次に、183 ページ。

11 款災害復旧費は 5,352 万 4,000 円で、38 万 5,000 円の減となっております。昨年同様の内容で計上しておりまして、緊急時の災害対応ができるように枠取り予算としたものでございます。

次に、185 ページ下段の 12 款公債費は 15 億 7 万 3,000 円で、前年度比、額で 1,487 万 8,000 円、率で 1 パーセントの増となっております。

次に、186 ページ。

13 款予備費は 1,893 万 8,000 円計上しております。

歳出の説明は以上となります。

それでは、続きまして歳入を説明させていただきます。14 ページにお戻りください。

まず、1 款町税は 7 億 8,056 万 6,000 円見込みました。前年度比、額で 4,332 万 8,000 円、率で 5.3 パーセントの減となっております。コロナ禍による個人、ならびに法人町民税の減を見込んでいるところでございます。

15 ページ。

2 款地方譲与税の 3 目森林環境譲与税 2,200 万円につきましては、森林関連法の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備に必要な財源に充てるため森林環境税が創設されまして、その収入額に相当する額を譲与するものとして、引き続き見込んでおります。

次に、17 ページ下段、10 款地方特例交付金は 590 万円で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を本年度新設する予定でございます。

次に、18 ページ。

11 款の地方交付税は 41 億 5,000 万円で、本年度の実績などによりまして 2 億 5,000 万円増を見積もっております。

12 款交通安全対策特別交付金までの、その他の譲与税および交付金は、地方財政計画の伸び率と県の試算見込みにより計上しております。

次の、13 款分担金及び負担金は 2,229 万 9,000 円で、339 万 4,000 円の増となっております。ほぼ、昨年同様の内容となっております。

次に、20 ページ。

14 款使用料及び手数料は 3 億 4,546 万 5,000 円で、2,047 万 6,000 円の増となっております。

これは、21 ページ上段の 2 目民生使用料、4 節児童福祉費使用料の保育料現年分の増額が主な要因となっております。

次に、24 ページ。

15 款国庫支出金は10 億7,017 万8,000 円で、3,388 万円の減となっております。

これは、26 ページ、7 目消防費国庫補助金の公営住宅建設による住宅建築物安全ストック形成事業費補助金の減などによるものでございます。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

それから27 ページ。

16 款県支出金は8 億9,377 万2,000 円で、257 万2,000 円の減となっております。

その他県支出金につきましても、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

35 ページになります。

18 款寄付金は7 億135 万4,000 円で、9,980 万円の増となっております。これは、1 項2 目、総務費寄付金、1 節ふるさと納税寄付金7 億円によるものでございます。

次に、36 ページ。

19 款繰入金は11 億1,392 万9,000 円で、5 億7,298 万1,000 円の減となっております。

1 目財政調整基金繰入金と、2 目減債基金繰入金で収支の調整を行いまして、4 目施設等整備基金繰入金5,120 万円につきましては、地域整備事業等に充当をしております。

5 目新しいまちづくり基金繰入金8,800 万円につきましては、高規格道路の発生土を活用した宅地開発事業に充当することとしております。

37 ページ下段、14 目防災対策加速化基金繰入金1 億3,149 万6,000 円につきましては、防災関連事業の起債の償還に充当することとしております。

また、38 ページ、15 目ふるさと納税基金繰入金3 億円につきましては、寄付の申し込みの際の内容に沿いまして充当することとしております。

次に、42 ページ下段、22 款町債は13 億6,280 万円で、3 億7,050 万円の増となっております。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

歳入の説明は以上で終わります。

9 ページにお戻りください。

第2 条関係で、第2 表債務負担行為でございます。

水産業経営資金に1 億2,000 万円、中小企業等融資保証料補給に、1 事業所当たり1,000 万円以内で、総額2 億円を限度とする融資の保証料相当額としております。

次に、10 ページ。

第3 条関係で、第3 表地方債でございます。

令和3 年度は合計13 億6,280 万円を限度としておりまして、その他起債の方法、利率に、昨年と変更はございません。

なお、この金額は、先ほどの42 ページの22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、大変長くなりましたけども、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

私が、最後の補足説明の説明者となります。

これまでを含め長時間とはなりますが、4つの議案書につきまして説明をさせていただきます。

まず、議案第71号、黒潮町議会議員及び町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。

この条例の制定は、改正されました公職選挙法の趣旨に基づき、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のために条例を新たに制定するもので、本町におきましても、選挙運動用ポスターの作成について公費負担とすることを意味する公営とすることにより、黒潮町議会選挙および黒潮町長選挙におきまして立候補者の負担を少しでも軽減して、立候補しやすい環境づくりに努めることを目的とした条例の制定となります。

議案書および条例案は3ページから記載をしております。条例案に基づき説明をさせていただきますので、4ページをお開きください。

条例案の第1条趣旨につきましては、改正されました公職選挙法で定められております公営として対象とすることができる費用のうち、条例案の第1条のとおり、選挙運動用ポスターの作成を公費負担とすることとして公営の対象として定めるべく、この条例を制定することとしております。

第2条の選挙運動用ポスターの作成の公営では、ポスター作成の公営に関する限度額を定めるとともに、後段のただし書きにおきまして、供託金の没収対象となる候補者につきましては、この公営の対象とならない旨の規定としております。

第4条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額および支払い方法について規定をしており、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価としまして、第4条の規定の3行目から当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に5万円を加えた金額を、当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額と1枚当たりの作成単価を定めております。

この1枚当たりの作成単価に、第2条の規定のとおり上限枚数はありますが、作成枚数を乗じて得た金額を公費負担額とすることと定めております。

なお、この1枚当たりの作成単価や加える金額である5万円および計算式等につきましては、衆議院議員選挙等に係る規定に準じて、また、大月町、四万十市、土佐清水市等の近隣市町村の例を参考にしているもので、ポスター掲示場の数などにより金額に差異が生じることとはなりますが、近隣市町村と同様の限度額となるよう規定をしております。

また、4条の後段におきまして、当該ポスターの作成を業（ぎょう）とする者に対し支払うことと規定しており、選挙管理委員会より直接、ポスター作成業者に支払うことを規定しております。

この条例で定める規定により試算を行いますと、立候補者一人当たりのポスター作成のための公費負担限度額は、約11万7,000円程度となります。

これにより、平成31年4月に執行されました黒潮町議会議員選挙の立候補者数で試算しますと、総額で187万2,000円程度の公費負担が必要となることになります。

今後、その予算につきましては、黒潮町議会議員選挙および黒潮町長選挙が予定される年度におきまして計上することとなりますので、申し添えを致します。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第71号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第72号、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

令和元年度までの第3号特別職および臨時職につきましては、本年度に会計年度任用職員制度に移行を行い、移行の際、第3号特別職または臨時職として任用されていた者で、会計年度任用職員として施行日に引き続き同じ職務に任命された者で、移行後の給料または報酬および期末手当の合計額が、令和元年度の第3号特別職または臨時職のときの勤務条件により1年間勤務した場合の額に達しない場合は、この条例の附則におきまして経過措置を適用することにより、現給補償を行ってまいりました。

この現給補償の算定方法につきまして、給料表の額の改定や期末手当の支給率の改定などの給与の改正におきまして一般職の職員との不均衡が生じることが想定されるため、条例の一部を改正して算定方法を規定し直し、適正な運用ができるよう改めるものとなります。

議案書および改正案は5ページから、また、新旧対照表は参考資料の1ページに、それぞれ記載をしております。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、参考資料の1ページをお開きください。

附則第3項から第6項までは、会計年度任用職員への移行に係る経過措置を定めております。

附則第3項につきましては、移行前が第3号特別職の非常勤職員が、フルタイム会計年度任用職員として引き続き任用された場合を規定しております。

この項につきましては、経過措置の対象となるフルタイム会計年度任用職員の要件を、第3項の先頭から9行目の特別職年報酬額というに達しない場合、と記載されている部分までの前半部分で規定を行っております。

規定を要約しますと、令和2年度にその者が1年間勤務した場合に受ける給料および期末手当の合計額が、令和元年度の勤務条件で規定されている計算式により算定した報酬の合計額に達しない場合となります。この場合は、この経過措置の対象となることとなります。

次の、当分の間、から始まる規定につきましては現給補償について規定をしており、下線の部分を改正することにより給料の額を、人事院勧告を参考にした給料表の額の改定や期末手当の支給率の改定などの給与の改正に対応できるよう、計算方法を規定し直すものとなります。

次に、追加を行うただし書につきましては、給料月額の下引改定が行われた場合の現給保障の減額および計算方法について規定をしております。

具体的には、現給補償されました給料月額を令和2年度の給料表の職務の級の号給に当てはめ、当該年度の給料表の同一の職務の級の号給と比較を行い、令和2年度の給料表の額が上回っている場合、規定をしております計算方法により給料月額の下引きを行うものとなります。

これにより、現給補償を行いながら、給料の下引きが行われた場合の一般職の職員との均衡を図ることができるよう改めるものとなります。

2ページの第4項につきましては、移行前の臨時職の職員が、移行の際に引き続きフルタイム会計年度任用職員として任用された場合について、

3ページの第5項につきましては、移行前の第3号特別職の非常勤職員が、移行の際に引き続きパートタイム会計年度任用職員として任用された場合について、

4ページの第6項につきましては、移行前の臨時職の職員が移行の際に引き続きパートタイム会計年度任用職員として任用された場合について、規定をしております。

改正の内容は、先に説明しました第3項の内容と同様となっておりますが、改正前の条文がそれぞれ異なるため、改正する語句に差異があることをご理解いただきたいと思います。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第72号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 80 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 44 ページにあり、予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 5,337 万 3,000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を 14 億 5,561 万 2,000 円とするものとなります。

補正の主な理由につきましては、実績見込み額の確定による人件費の調整によるものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料の 2,311 万 3,000 円の減額につきましては、実績見込額による調整を行うことによる減額となっております。

3 節の職員手当につきましては、一般職時間外手当は、実績に合せて 551 万円の増額にはなっておりますが、その他の手当につきましては、職員の給料が減額になっていることに比例しまして各種の手当も減額となっており、合計額で 2,264 万 8,000 円の減額となっております。

4 節の共済費の 761 万 2,000 円の減額につきましては、一般職共済負担金の調整による減額が主な要因となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる 5,337 万 3,000 円の減額となっております。

以上で、議案第 80 号の補足説明を終わります。

最後に、議案第 88 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきまして、補足説明を行います。議案書は 52 ページにあり、予算書はサーモンピンク色の表紙の予算書となります。

この予算につきましては、特別職 3 名、および一般職 193 名に係る人件費の事務処理の効率化を図るため、水道事業会計を除く人件費を一元管理している特別会計となります。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 9,888 万 5,000 円とするものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料、3 節の職員手当、4 節の共済費につきましては、特別職 3 名、一般職 193 名分の人件費として、合計額で 14 億 9,888 万 5,000 円を計上しております。

昨年度対比で、金額 2,237 万 3,000 円、率にしまして約 1.49 パーセントの減額となっております。

減額の主な理由につきましては、説明を致します。10 ページの給与費明細書をお開きください。

一般職の総括では、本年度と前年度の比較を表しておりますので、比較の欄をご覧ください。

職員数 1 名の減により、前年度と比較して、給与費、共済費共、減額となっております。

これは、1 名の減員と、12 ページ上段のア、職員一人当たり給与の表の中の平均年齢のとおり、行政職の職員の若干の若返りが要因であると考えられます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、各会計からの給与等振替収入となっており、歳出額の合計と同額である 14 億 9,888 万 5,000 円を計上しております。

以上で、議案第 88 号の補足説明を終わります。議案第 71 号から 4 議案につきまして、ご審議のほどよ

ろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 03分